

南牧村人口ビジョン

第2期 南牧村 まち・ひと・しごと創生 総合戦略

すべての住民が生きがいを持ち、

幸せを感じることができる

「潤いのある充実した人生が送れる村」を目指して

群馬県南牧村

目 次

南牧村人口ビジョン

第1	人口動向分析	1
1	時系列による人口分析	1
(1)	総人口の推移	1
(2)	年齢3区分別人口の推移	2
(3)	年齢3区分別人口割合の推移	3
(4)	出生・死亡、転入・転出の推移	4
(5)	総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響	5
2	年齢階級別の人口移動分析	6
(1)	性別・年齢階級別の人口の状況	6
(2)	人口移動の最近の状況	8
(3)	年齢階級別の県内人口移動の最近の状況	10
(4)	県内市町村への人口移動の最近の状況	11
3	合計特殊出生率の推移と周辺市町村との比較	12
4	雇用や就労等に関する分析	13
(1)	男女別産業人口の状況	13
(2)	年齢階級別産業人口の状況	14
第2	将来人口推計	15
1	将来人口推計	15
(1)	国立社会保障・人口問題研究所推計準拠（パターン1）と村独自推計 （パターン2）の総人口比較	15
(2)	人口減少段階の分析	16
2	将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度分析	17
(1)	自然増減、社会増減の影響度分析	17
(2)	総人口の分析	20
(3)	人口構造分析（村独自推計）	23
(4)	老年人口比率の変化	24
3	人口の変化が地域の将来に与える影響の分析	26
(1)	財政状況への影響	26
第3	人口の将来展望	28
1	目指すべき将来の方向	28
(1)	現状と課題の整理	28
(2)	目指すべき将来の方向	29
2	人口の将来展望	30

第2期 南牧村まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1	基本的な考え方	31
第2	重点戦略	33
1	多様な就業機会の創出・人材育成により、地域で稼ぐ力を創出	37
2	新しいひとの流れをつくり、移住・定住への発展を創出	38
3	心身共に健やかな子どもを育む村を創出	40
4	住み慣れた地域で安心して暮らすことができる魅力的な村を創出	42
第3	P D C A サイクル	43

南牧村人口ビジョン

平成28年3月策定
(令和4年3月一部改訂)
群馬県南牧村

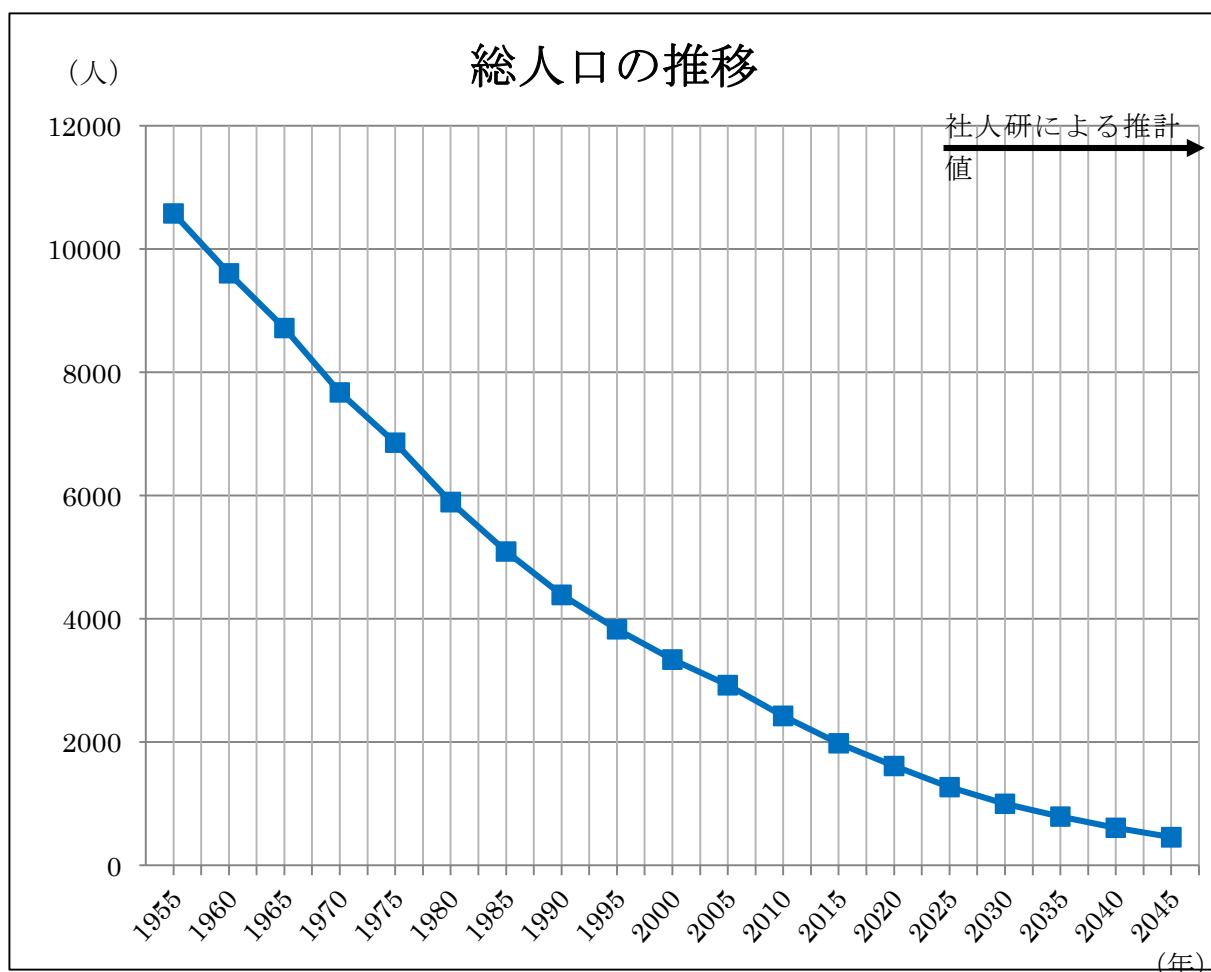
第1 人口動向分析

1 時系列による人口分析

(1) 総人口の推移

・本村では、1955年から1980年までの25年間で4,680人（約44%、年間約190人）の人口が減少し、その後も人口減少の勢いは留まることを知らず、2020年国勢調査では1,611人となり、1955年に比して8,962人（約85%）減となっている。この人口減少の主な原因は、高度経済成長期の第2次・第3次産業の発展により、新たな職業や住環境を求め近隣市町や大都市圏への大きな人口流出があったためである。

2025年以降の国立社会保障人口問題研究所（社人研）の推計によれば、今後も人口減少は続き、令和27年（2045年）には、約455人、1955年に比して約96%減になるものと推計されている。

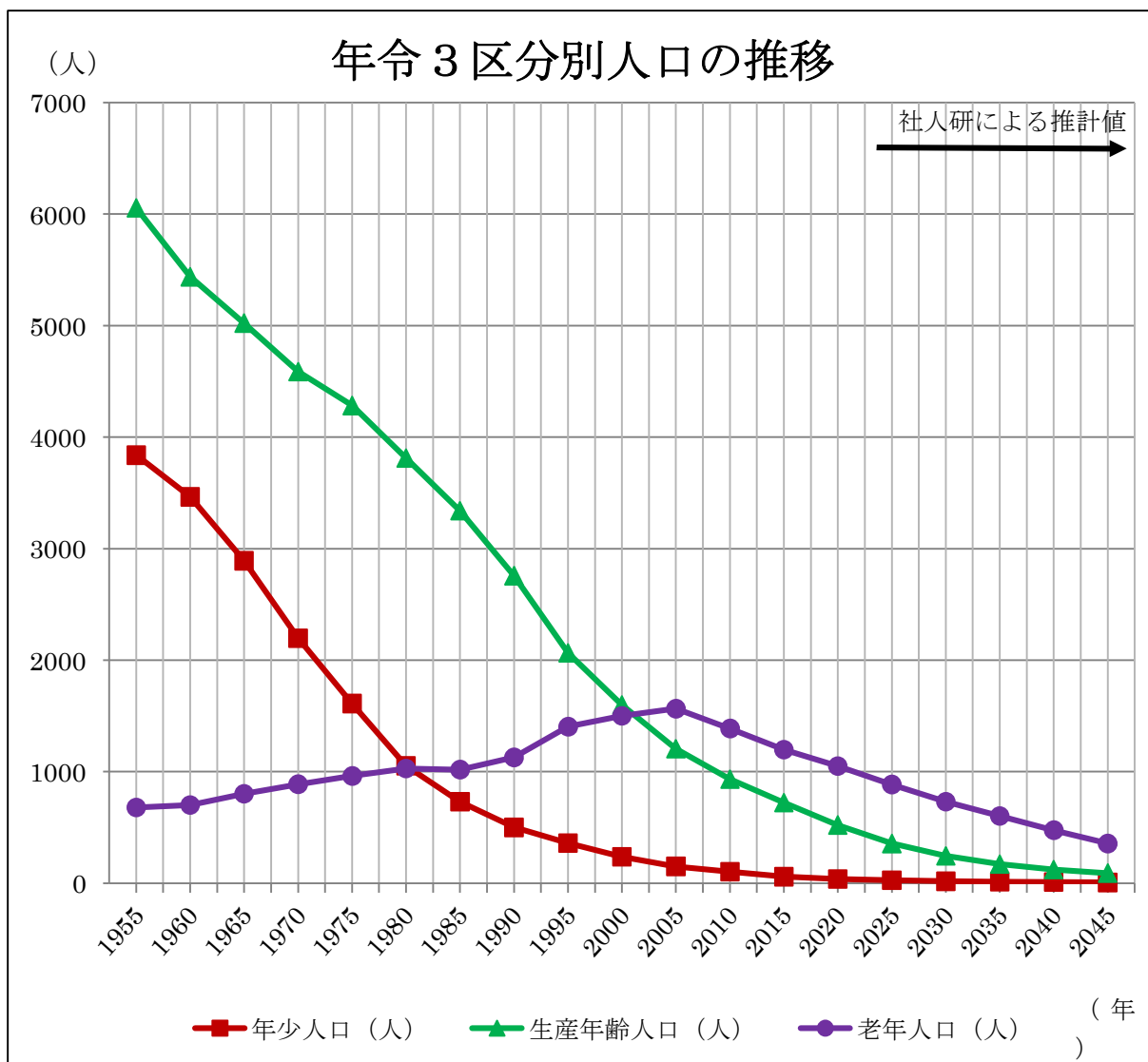


※2020年までの総人口は「国勢調査」に基づき作成、2025年以降は「社人研推計値」に基づき作成

(2) 年齢3区分別人口の推移

・年少人口（0 から 14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は、総人口に比例し、急速な減少が続いている。年少人口は 1985 年、生産年齢人口については 2005 年を境に老年人口を下回った。

一方、老年人口（65 歳以上）は、生産年齢人口が順次老年期に入ることや平均寿命が延びたことにより増加傾向にあったが、2005 年をピークに減少へと転じている。しかし、依然として本村の年齢構成割合の多くを占めており、日本一の高齢化率となっている。

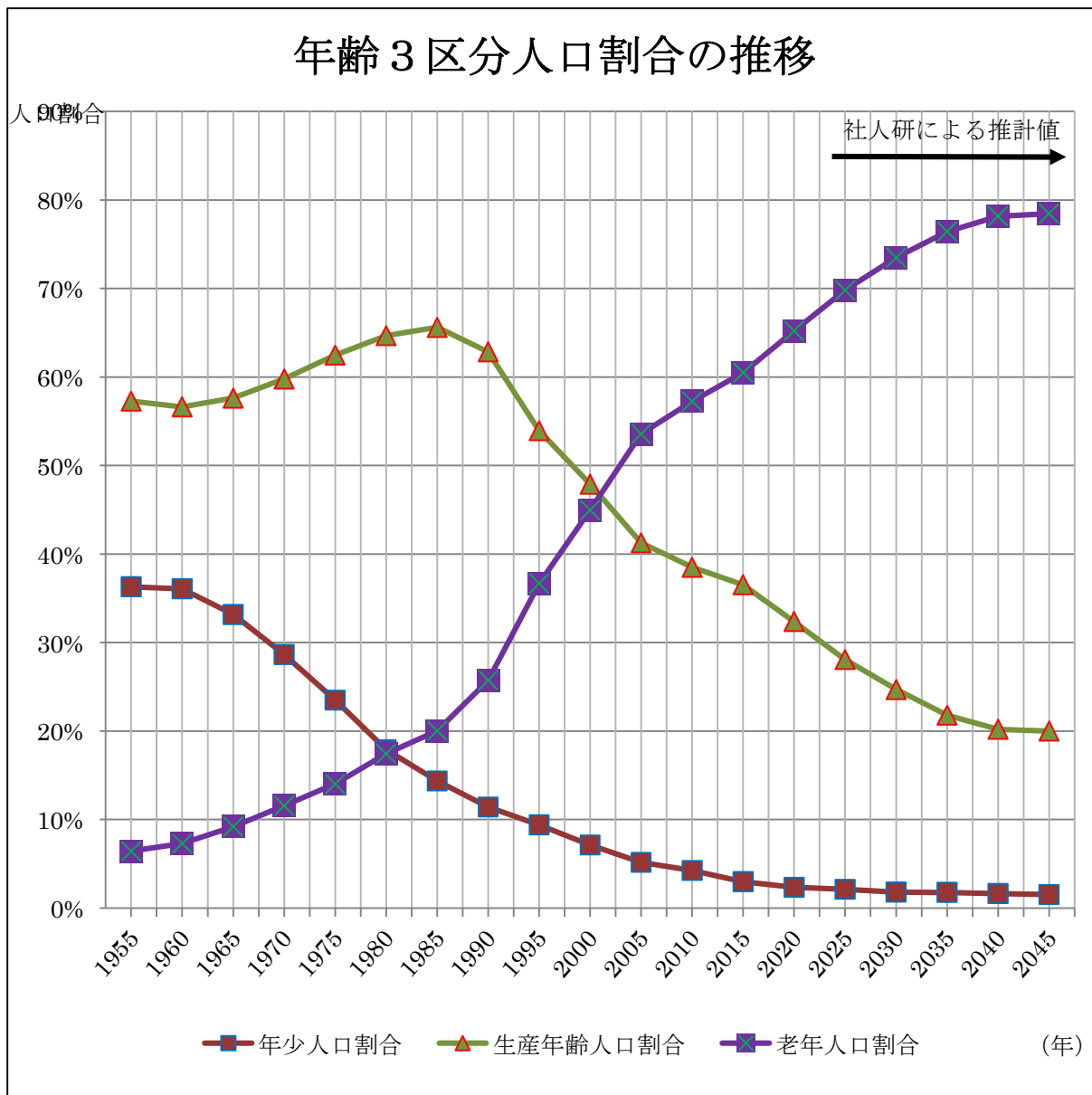


※2020 年までは「国勢調査」に基づき作成、2025 年以降は「社人研推計値」に基づき作成

(3) 年齢 3 区分別人口割合の推移

・年少人口割合（0 から 14 歳）については、1955 年から減少し続け、生産年齢人口割合（15～64 歳）についても 1985 年を境に減少を続けている。年少人口割合は 1985 年、生産年齢人口については 2005 年を境に老年人口割合を下回った。

一方、老年人口割合（65 歳以上）は、1955 年から増加しており、1990 年からは急激な推移の上昇が見られ、現在も一貫して増加が続いている。



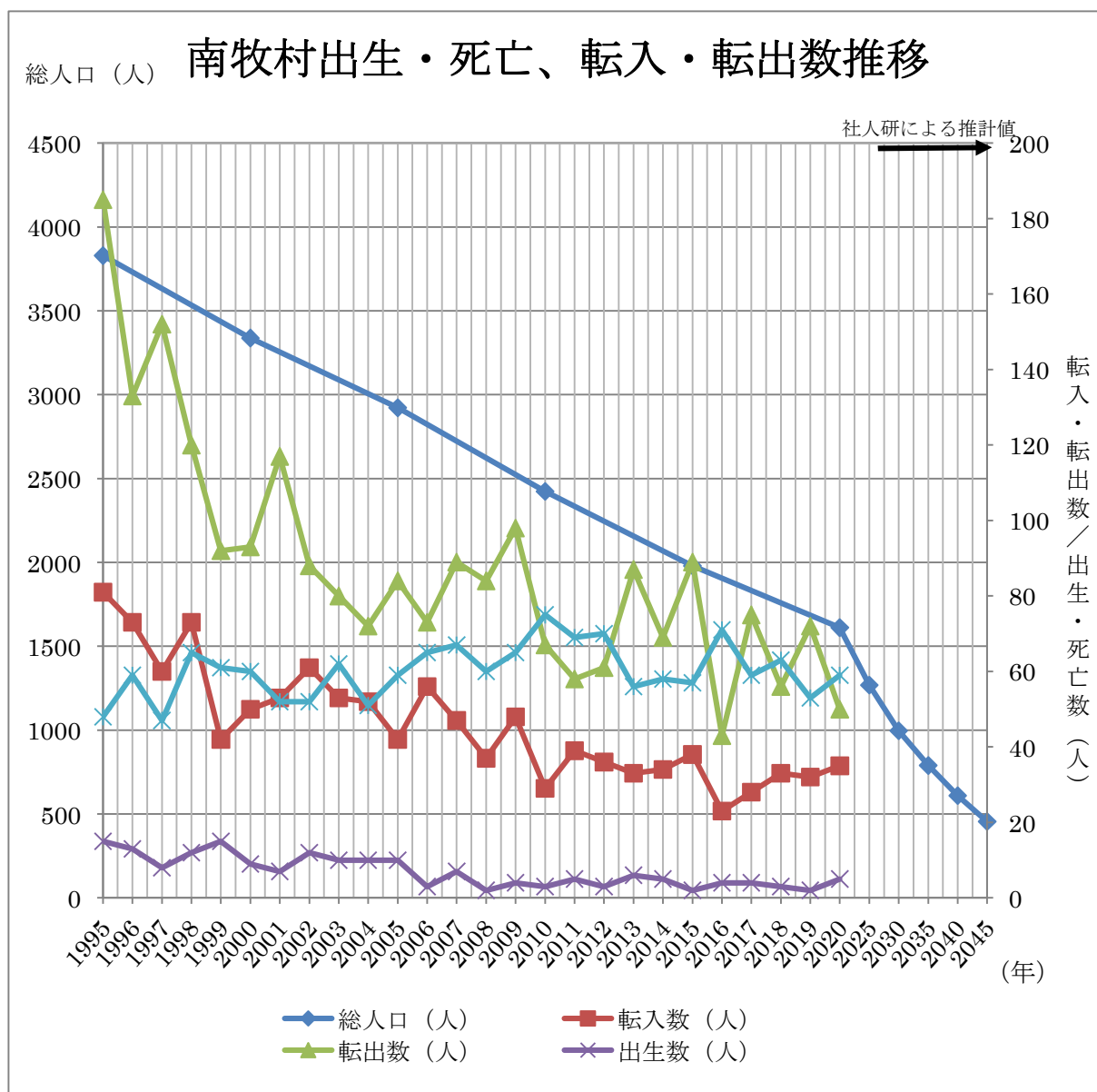
※2020 年までは「国勢調査」に基づき作成、2025 年以降は「社人研推計値」に基づき作成

(4) 出生・死亡、転入・転出の推移

・自然増減（出生数・死亡数）については、母親世代の人口が非常に少ないため、近年においては出生数が多い年で2～5人程度であり、自然増は低い水準で横ばい状態が続いている。

一方、死亡者数は、長年に渡り出生数を大幅に上回り、毎年50～70人の自然減となっている。

・社会増減（転入数・転出数）については、近年の田舎暮らしブームの影響もあり、毎年30人程度の転入者はあるものの、これを上回る転出者数となっており、転出超過の状態が続いている。

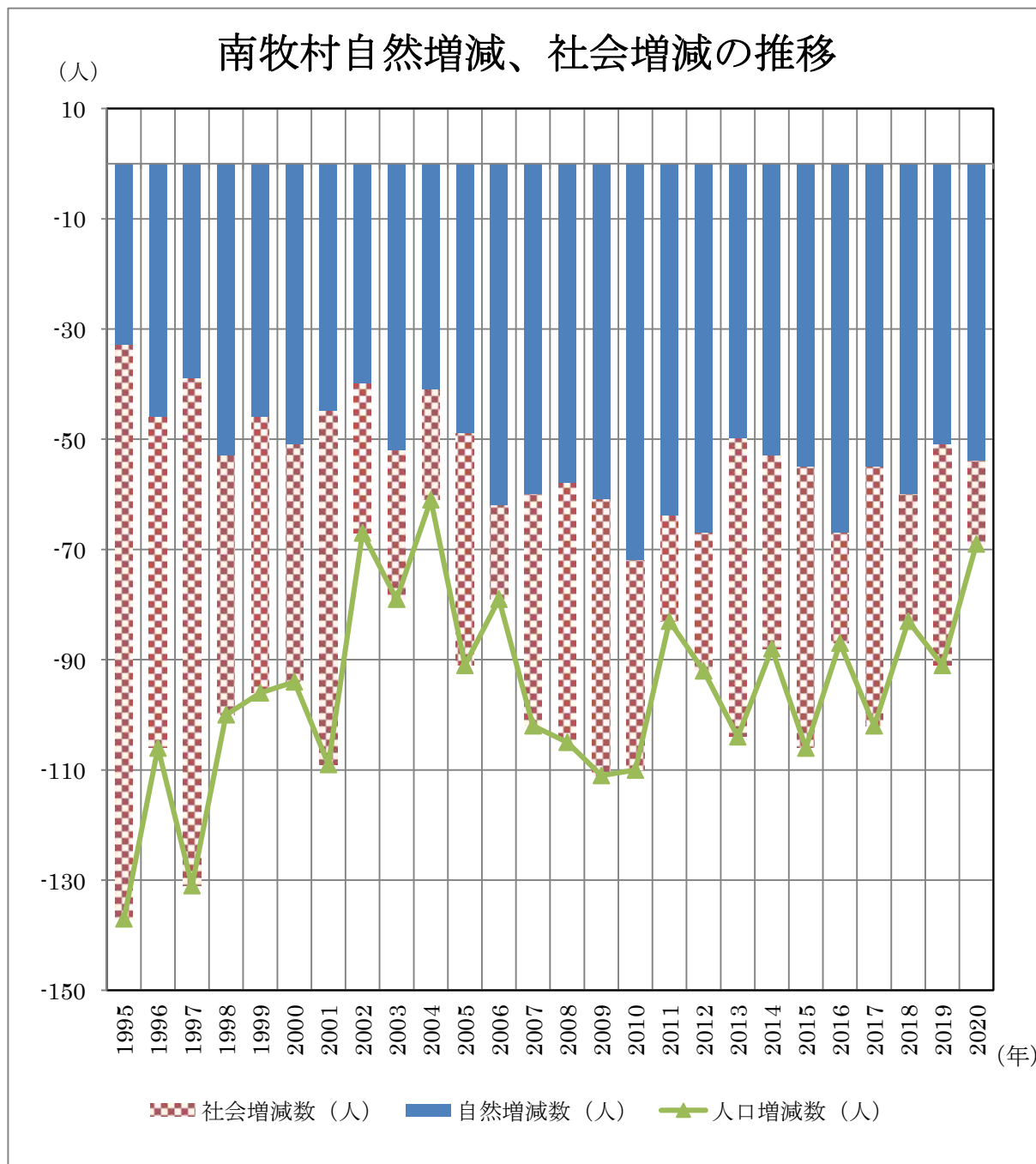


※2020年までの総人口は「国勢調査」に基づき作成、2025年以降は「社人研推計値」に基づき作成

※転入・転出／出生・死亡数は「住民基本台帳」に基づき作成

(5) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

・近年においては、自然減が総人口減少の半数以上を占めており、大きな要因の一つとなっているが、高齢化率が非常に高い本村の年齢構成を考えると自然減の減少は難しく、今後も同数程度の減少が続くと考えられる。これに対し社会減は大きく変動しており、社会減の多い年は総人口の減少が大きく、反対に社会減が少ない年は総人口の減少が小さくなっている。このことから社会減が本村の総人口減少に与える影響は大きいものであると考えられる。



※「住民基本台帳」に基づき作成

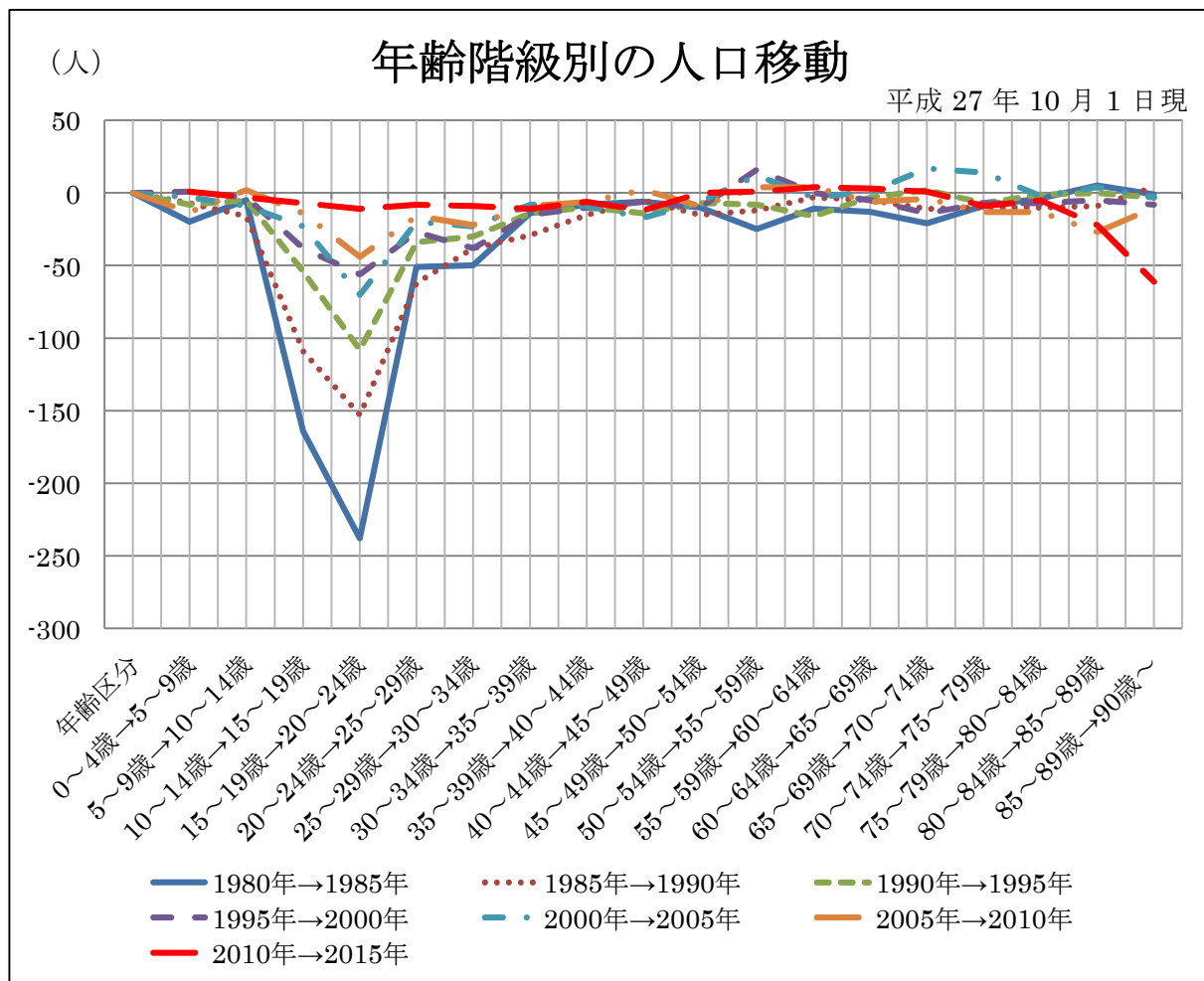
2 年齢階級別の人口移動分析

(1) 性別・年齢階級別の人口の状況

・国勢調査の結果を用いて「昭和 55（1980）年から昭和 60（1985）年」以降の純移動数を集計し、年齢別・男女別の長期的動向を比較してみると、以前は 10～14 歳→15～19 歳になるとき、及び、15～19 歳→20～24 歳になるときに大幅な転出が見られたが、近年においては高齢者層の転出が多くみられる。

これは介護施設への入所や、一人暮らしの不安から村外で暮らしている子どものところへ転出するケースが多くみられるためである。

一方で、1995 年以降は田舎暮らしを希望する I・J ターン者を中心に転入もみられ、以前は 50 歳代以上の転入者が主であったが、近年では若年層の転入も見られる。

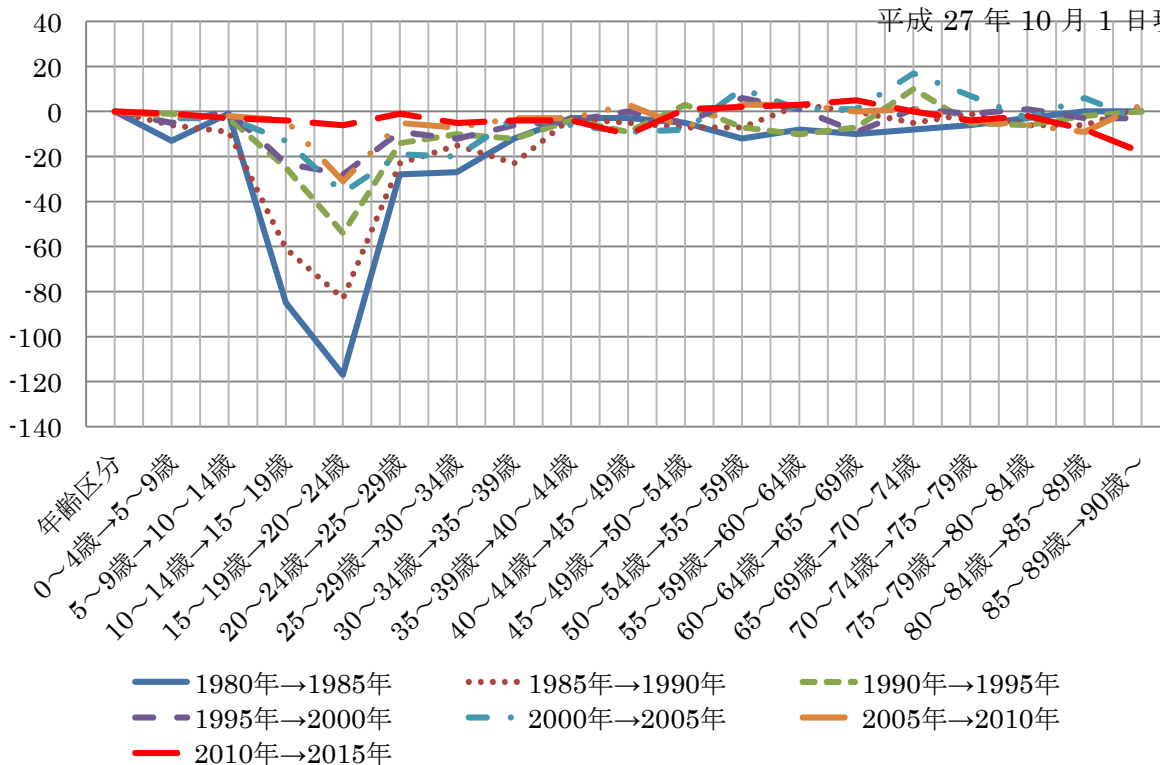


※「国勢調査」に基づき純移動数を集計し作成

(人)

男性・年齢階級別の人口移動

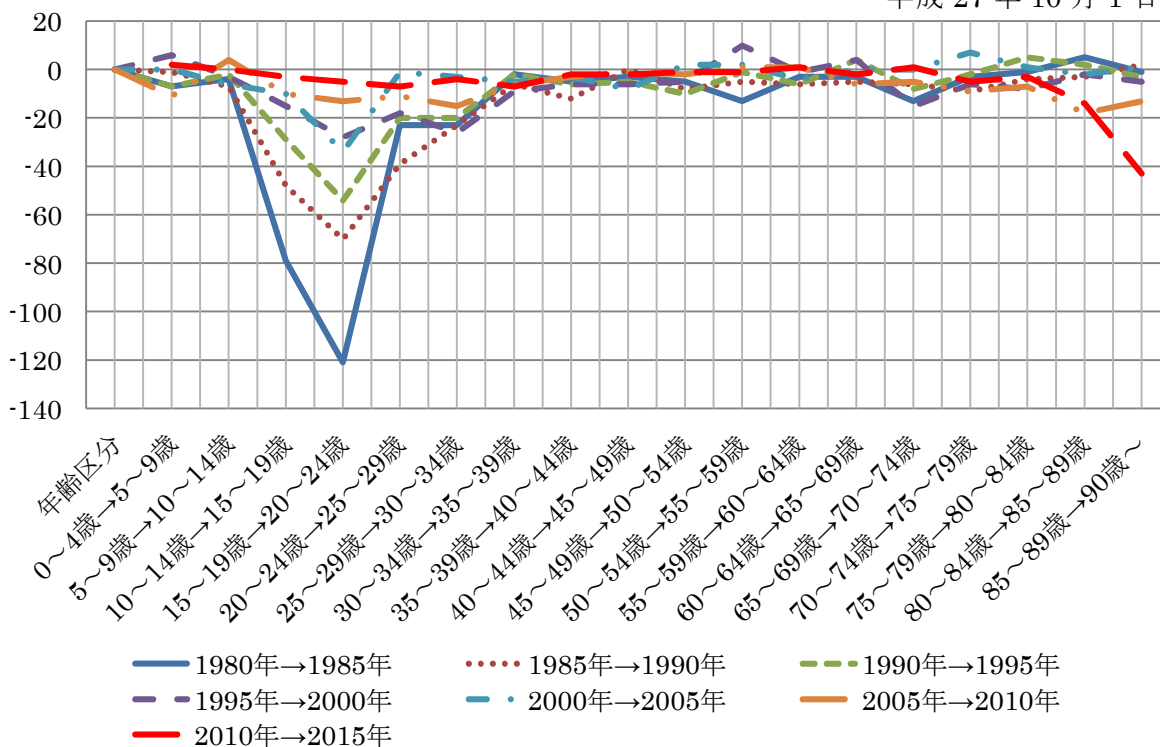
平成 27 年 10 月 1 日現



(人)

女性・年齢階級別の人口移動

平成 27 年 10 月 1 日現



※「国勢調査」に基づき純移動数を集計し作成

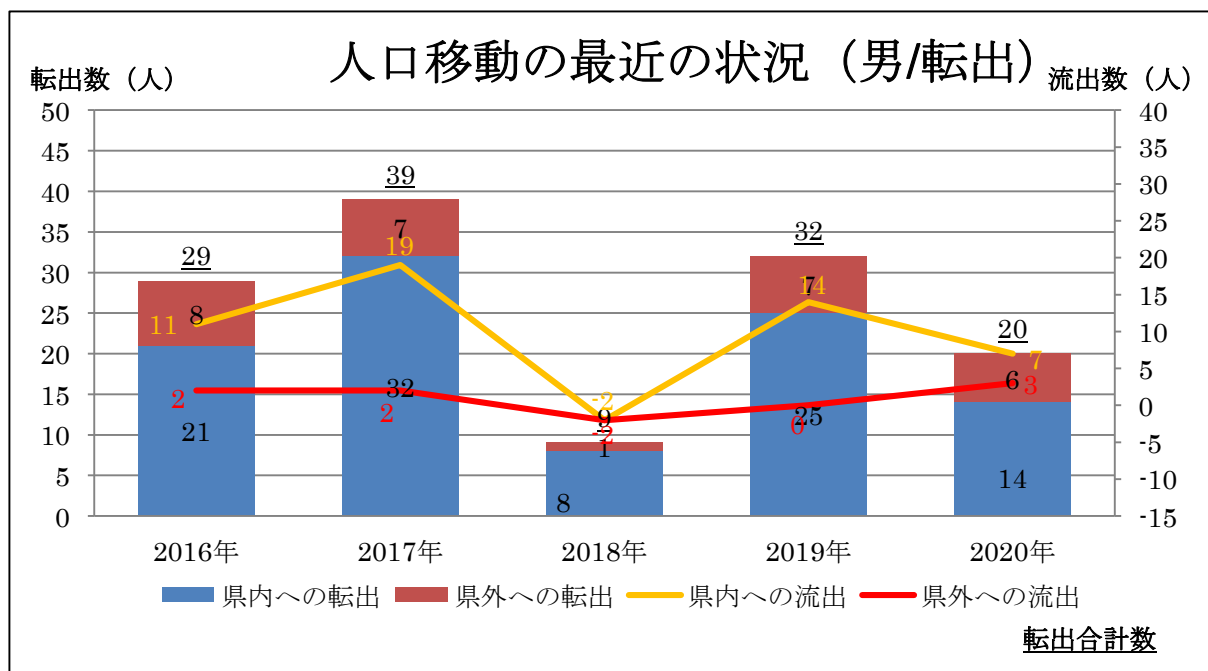
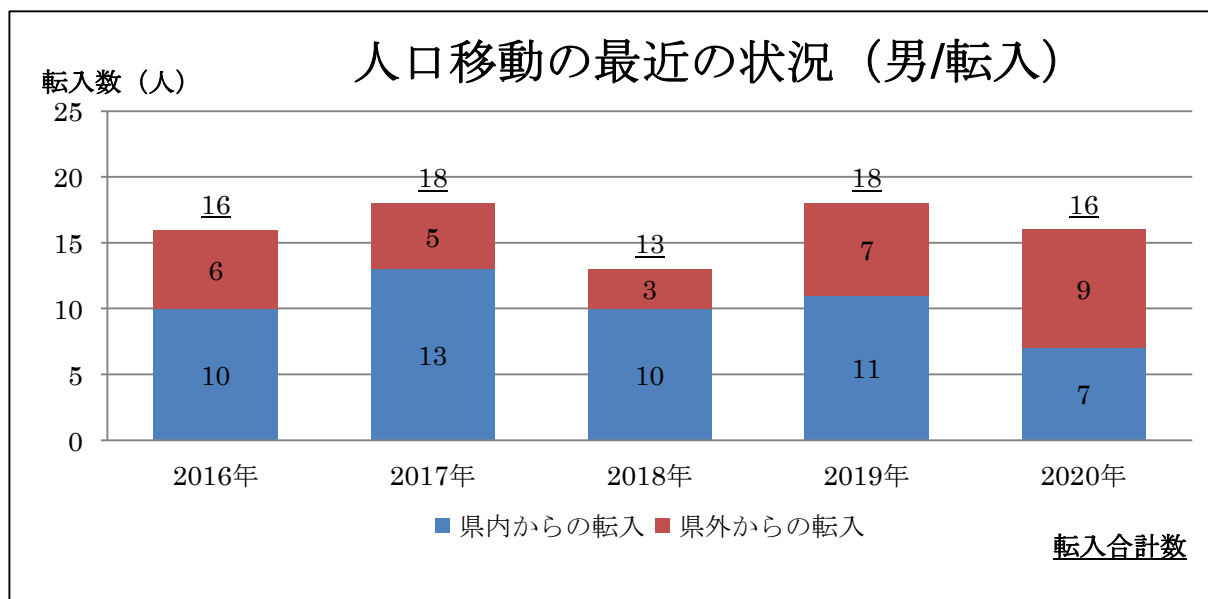
(2) 人口移動の最近の状況

①男性

- ・村への転入数については、年による変動はあるものの、横ばいの状況である。
- ・村からの転出数については、年による変動があり、転入数が転出数を稀に上回る年もあるが、ほぼ転入数を上回る数値であり、県外への転出数よりも県内への転出数が大きくなっている。

この原因としては、他市町村の職場への通勤の利便性等を考慮しての移動が考えられる。

- ・流出（転入－転出）数について、県外からの転入数は、県外への転出者数を上回っている年もあるが、県内転出入をみると、転出者数が、転入数を常に上回っている状況である。

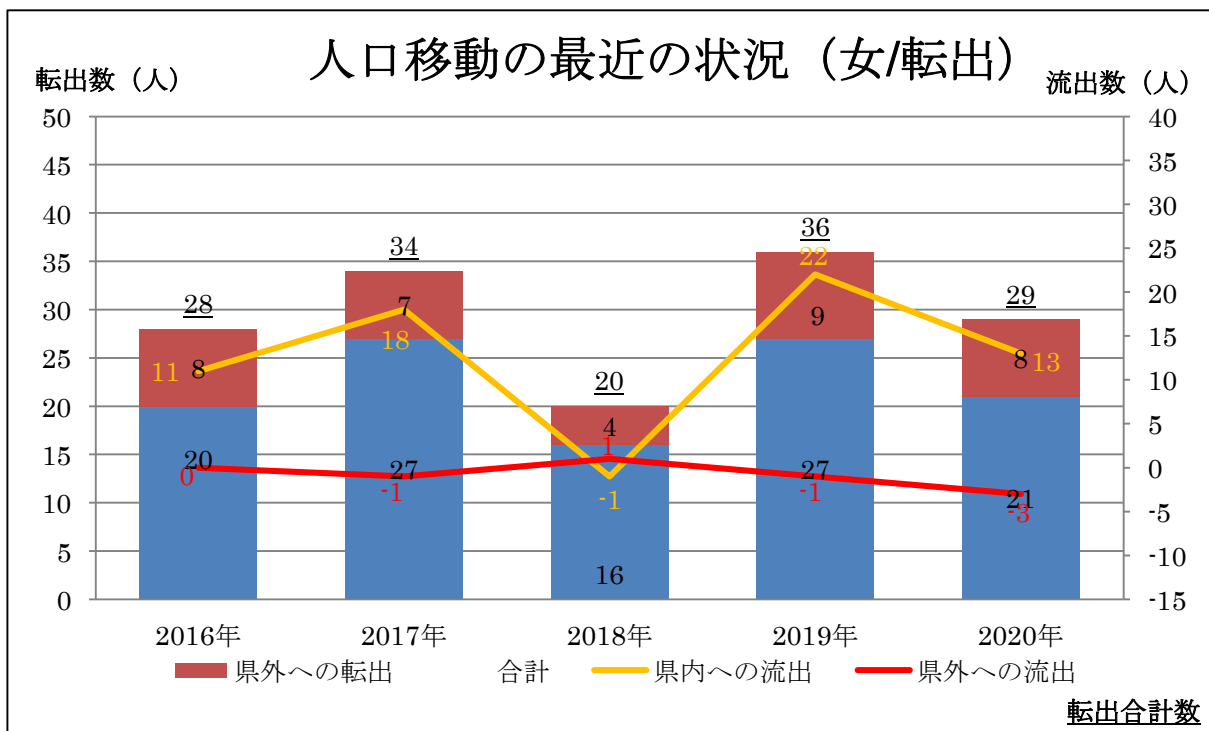
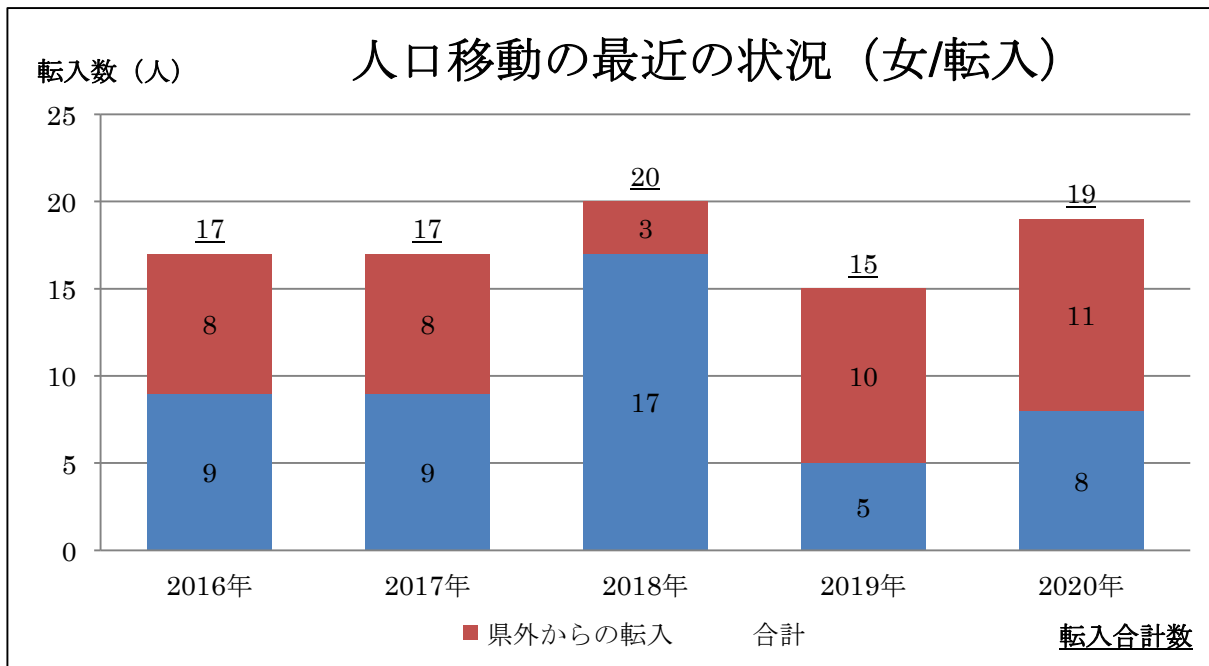


※「住民基本台帳」に基づき作成

②女性

- ・村への転入数については、年による変動はあるものの、横ばいとなっている。

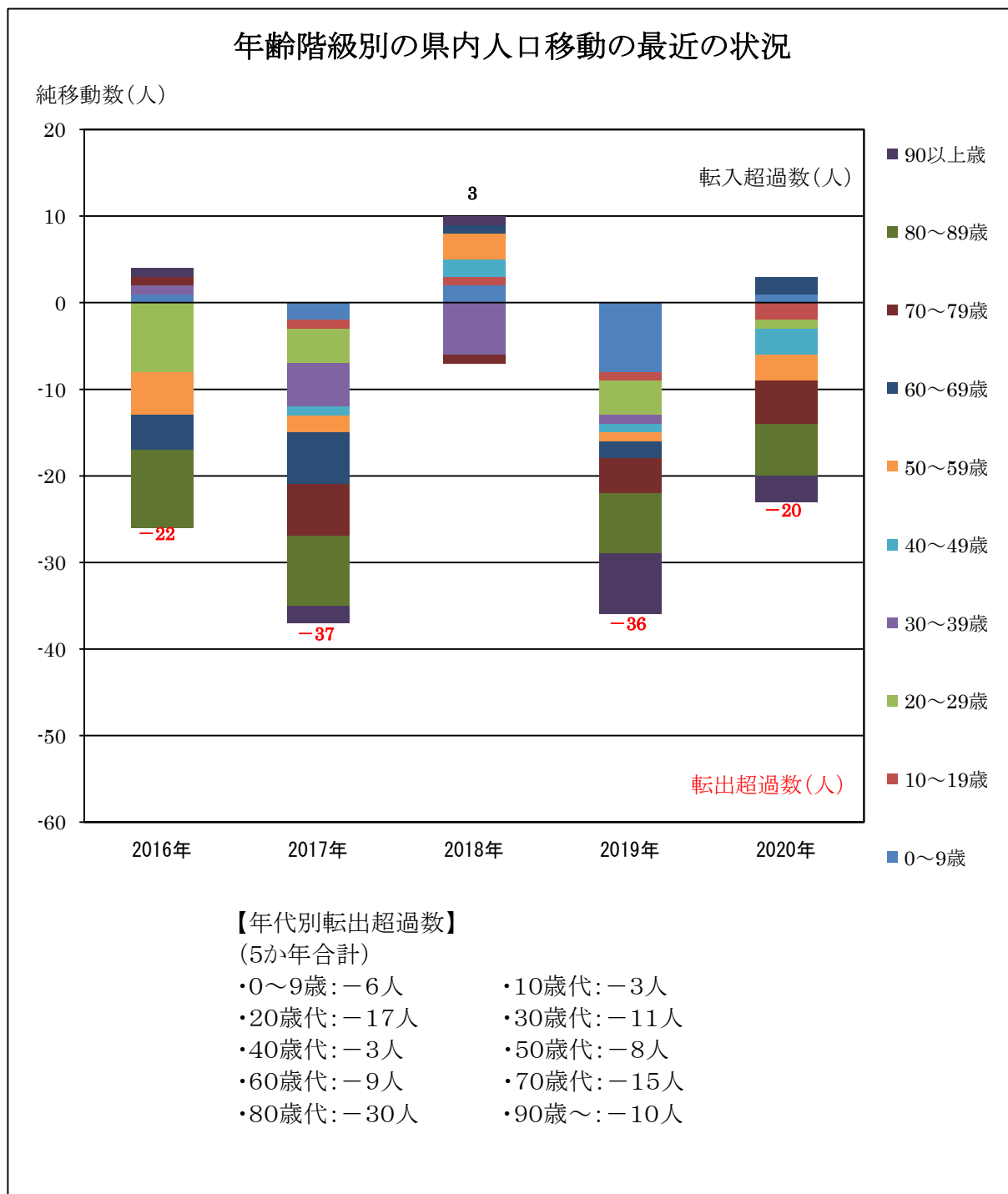
- ・村からの転出数については、男性と同様の状況である。
- ・5年間の合計数で男性と女性の流出（転出－転入）数を比較すると、女性の流出数が若干高めであることがわかる。（男性：48人、女性59人）



※「住民基本台帳」に基づき作成

(3) 年齢階級別の県内人口移動の最近の状況

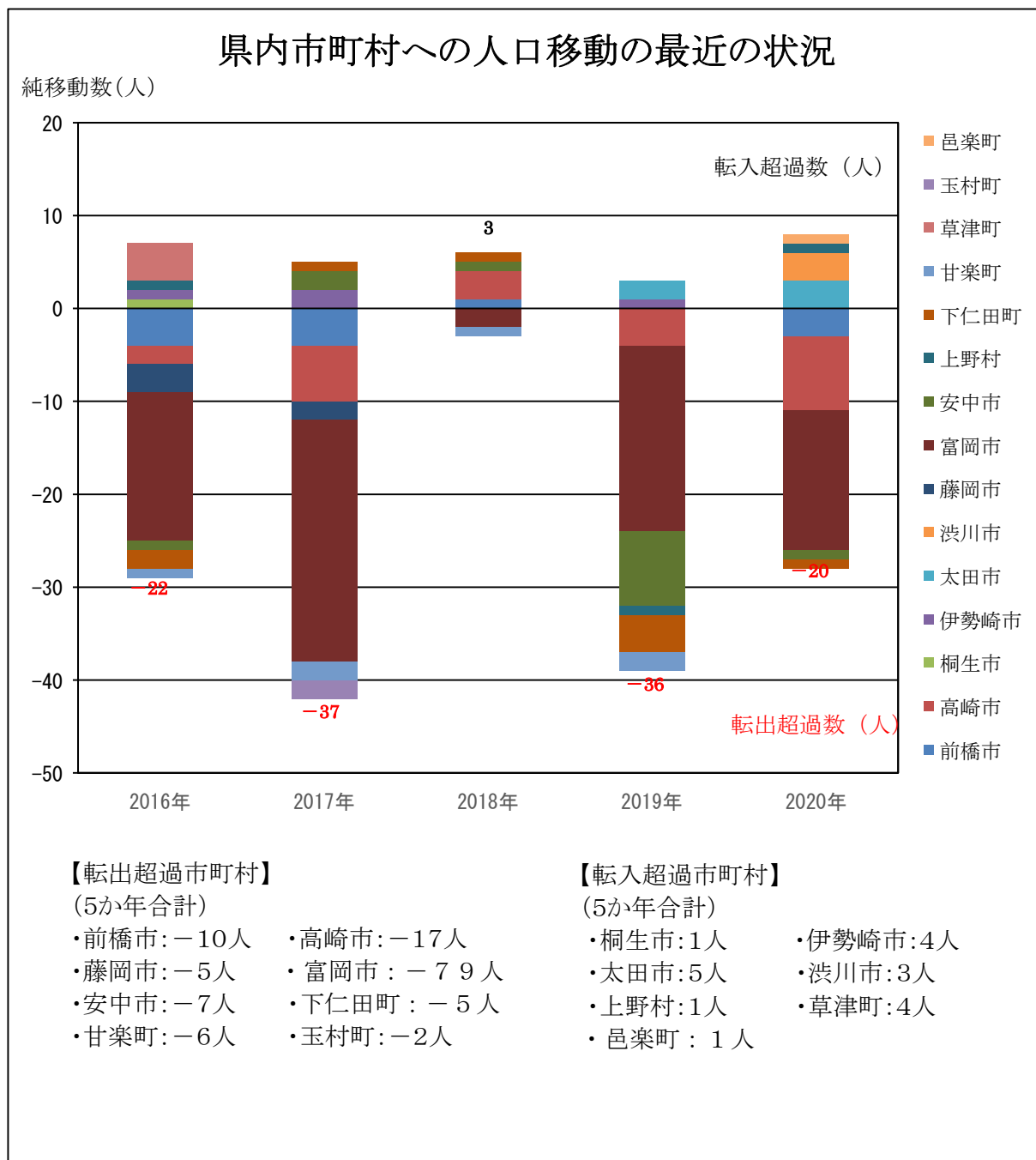
- ・年齢階級別の県内の人口移動状況（転入－転出）を見ると、転出超過数の合計は、年による変動はあるものの、依然として高い水準で推移している。
- ・年齢階級ではほとんどの階級において転出超過となっており 20 歳代の転出超過数が高い傾向にあったが、近年では介護施設への入所等の理由により 80 歳代以上の転出超過が増加傾向にあることがわかる。



※「住民基本台帳」に基づき作成

(4) 県内市町村への人口移動の最近の状況

- ・ 県内市町村への人口移動（転入－転出）を見ると、隣接市町村以外にも人口が流出していることがわかる。
- ・ 特に隣接している下仁田町より、富岡市、高崎市への転出超過数が大きくなっているが、これは、通勤や進学の実便性及び住環境の充実などが考えられる。
- ・ 転入超過の市町村もわずかにあるが、これは、村からの転出が少ない地域であるためだと考えられる。

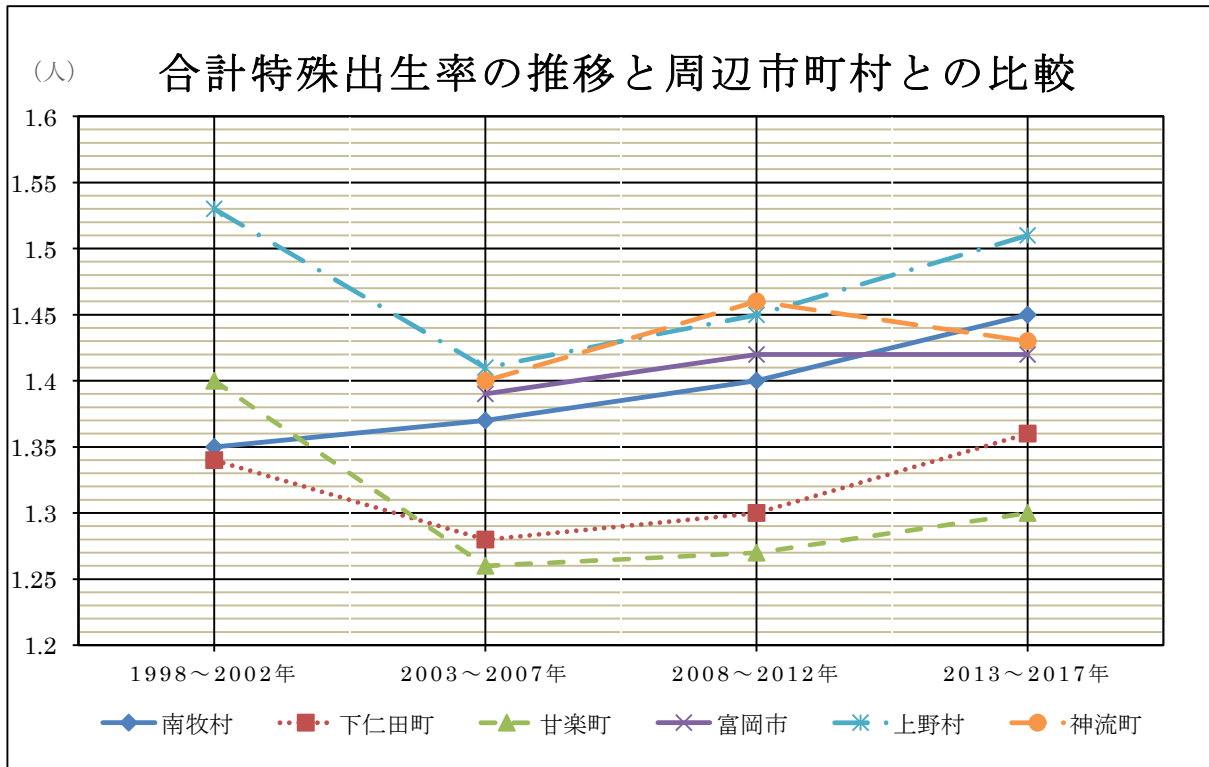


※「住民基本台帳」に基づき作成

3 合計特殊出生率の推移と周辺市町村との比較

・近年においては若干の上昇傾向にあり近隣市町村と大差はない。しかしながら、人口規模で考えると、生まれてくる子供の数は限られており、また、本村の年齢構成を勘案すると圧倒的に死亡者数が多く自然増は不可能な状況である。

※合計特殊出生率・・・1人の女性が一生に産む子どもの人数。「15～49歳までの女性」が率を算出する際の母数となるため、若い世代の人口が重要な要素となる。



区分	1998～2002 年	2003～2007 年	2008～2012 年	2013～2017
南牧村	1. 35	1. 37	1. 4	1. 45
下仁田町	1. 34	1. 28	1. 3	1. 36
甘楽町	1. 4	1. 26	1. 27	1. 3
富岡市		1. 39	1. 42	1. 42
上野村	1. 53	1. 41	1. 45	1. 51
神流町		1. 4	1. 46	1. 43

※厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」に基づき作成

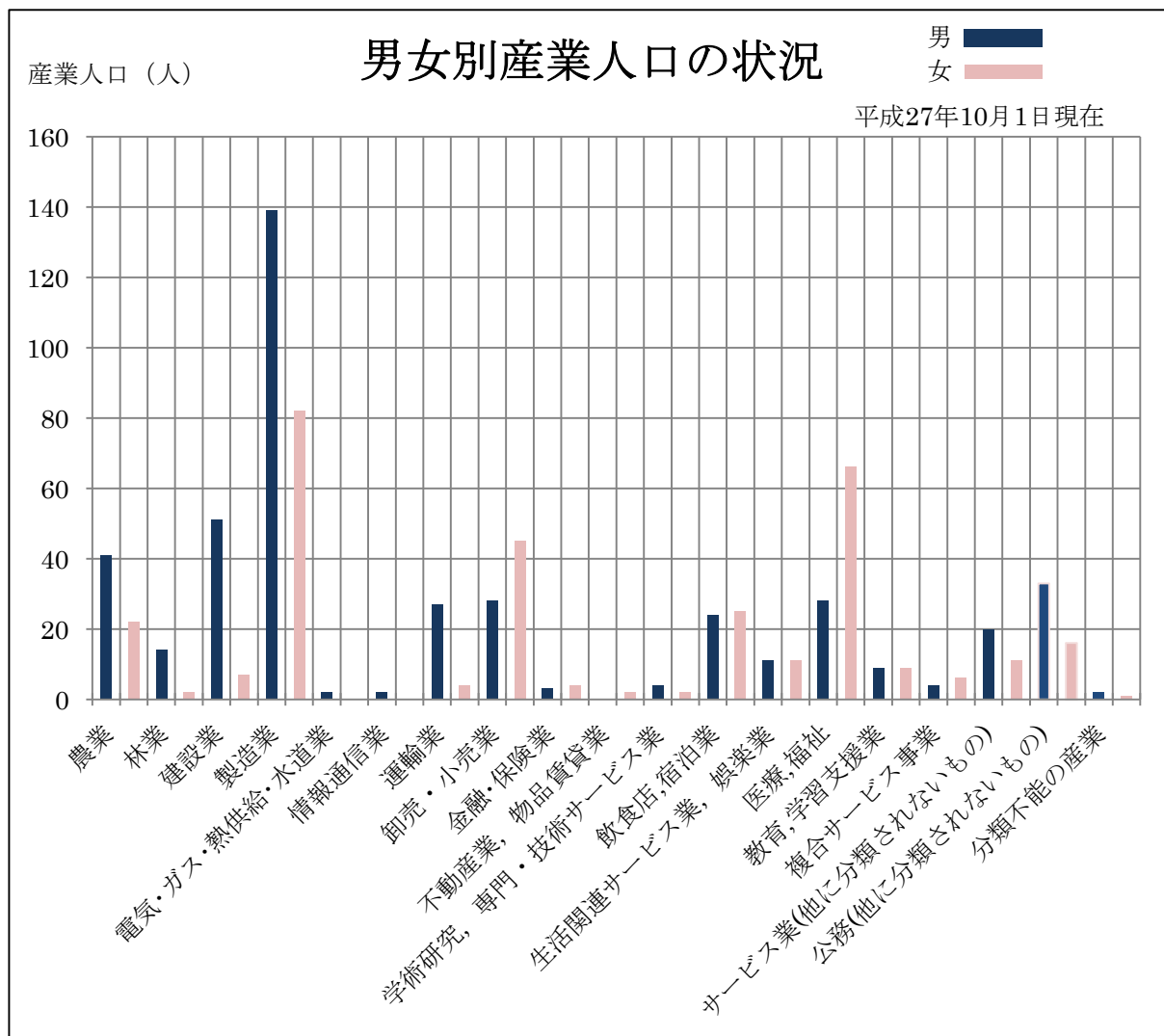
※富岡市及び神流町の数値については合併後の数値を記載

1998～2002 年については、合併前のため無記載

4 雇用や就労等に関する分析

(1) 男女別産業人口の状況

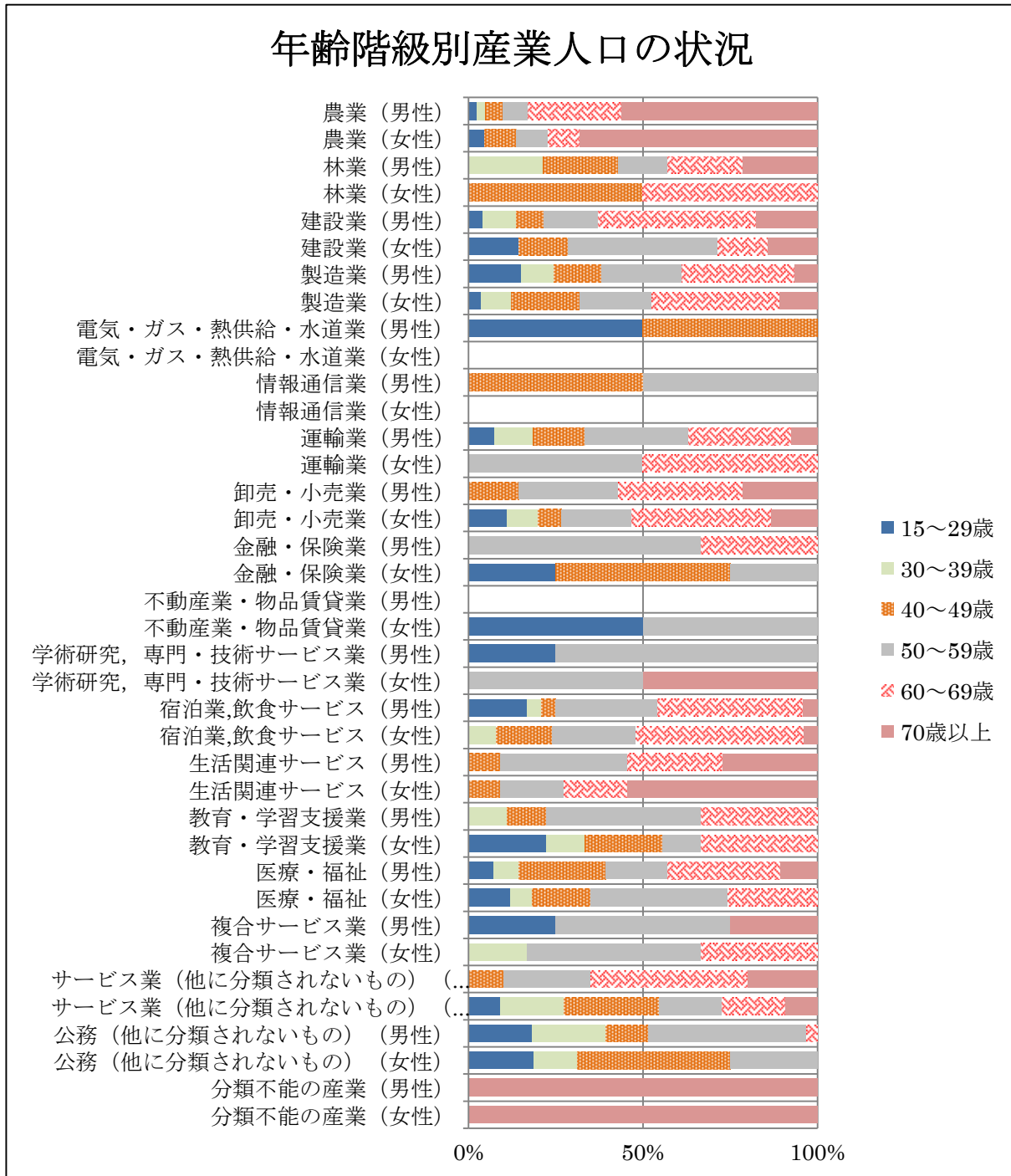
・男女別産業人口の状況を見ると、男性は製造業の就業者数が特に多く、他には建設業、農業、卸売・小売業の就業者数が多い傾向にある。女性についても製造業が特に多く、他には医療・福祉、卸売・小売業、飲食店・宿泊業が多い傾向にある。



※「国勢調査」に基づき作成

(2) 年齢階級別産業人口の状況

・男女共に就業人口の特に多かった製造業においては、概ね各年齢層が就業しているが、農業については男女共に70歳以上が約6割となっており、高齢化の進行、及び、若者の農業離れにより昭和30年以降、急速に就業者数が減少している。また、飲食店・宿泊業についても、50歳以上の就労者が大半を占めており、各産業において高齢化が進行している。



※「国勢調査」に基づき作成

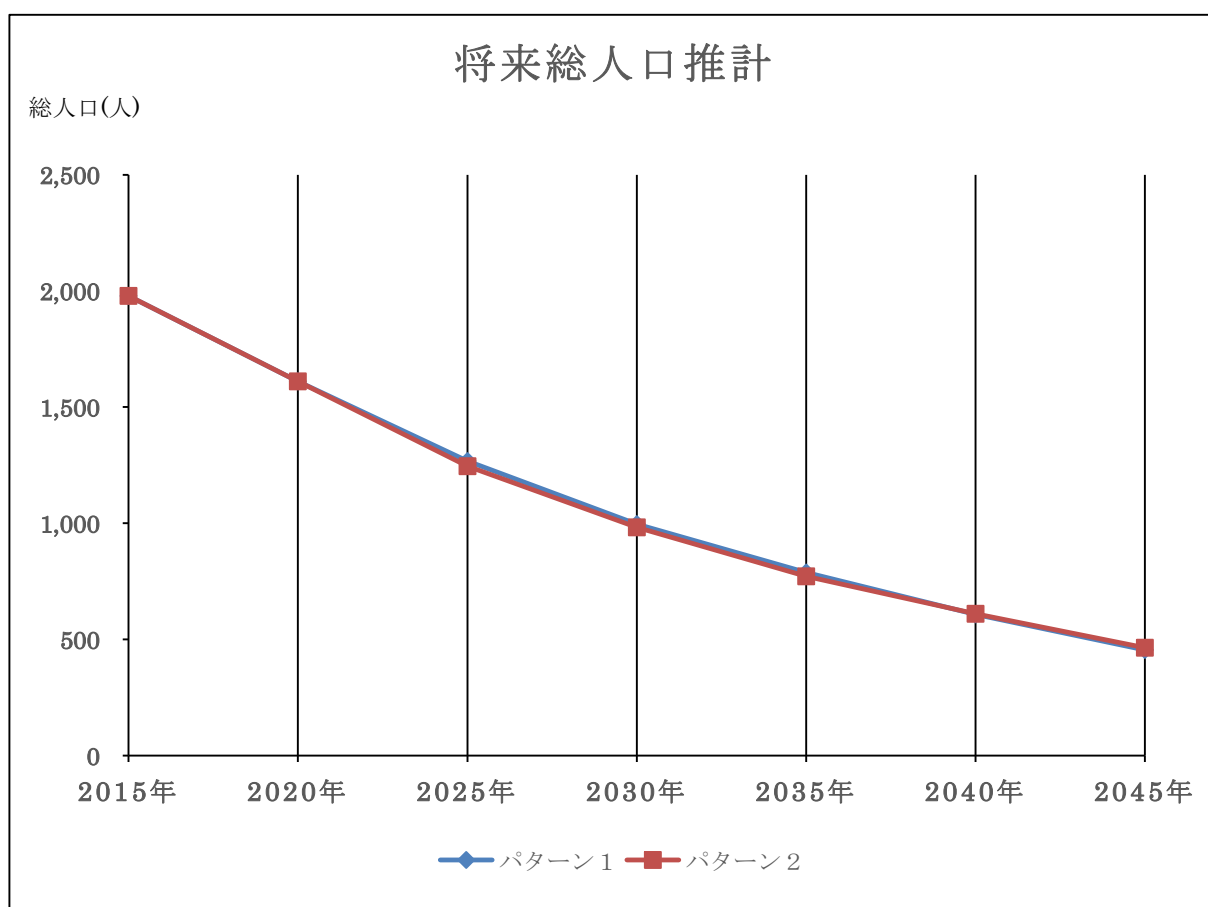
第2 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所及び村による独自の将来人口推計を活用し、将来の人口に及ぼす出生や移動の影響等について分析を行う。

1 将来人口推計

(1) 国立社会保障・人口問題研究所推計準拠（パターン1）と村独自推計（パターン2）の総人口比較

- ・パターン1、パターン2の総人口推計に僅かな差はあるもののほぼ同じ推計となっている。本村は転出超過基調であるため、今後も人口減少は続いていく見通しとなっている。

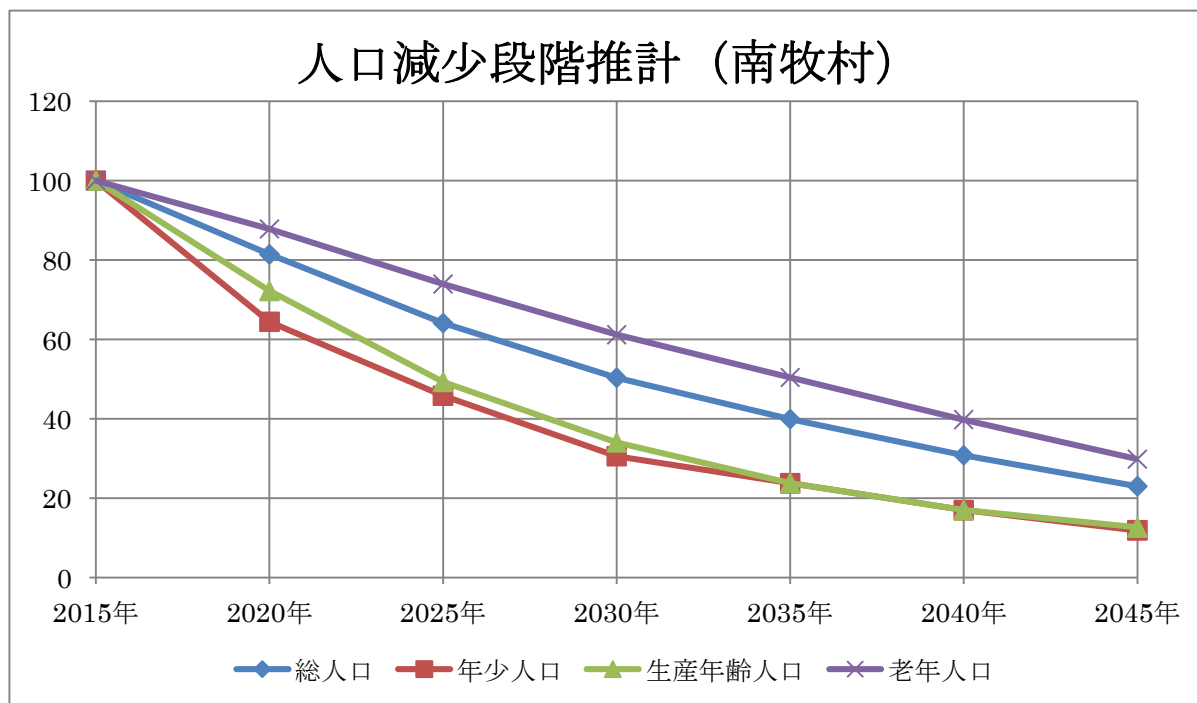
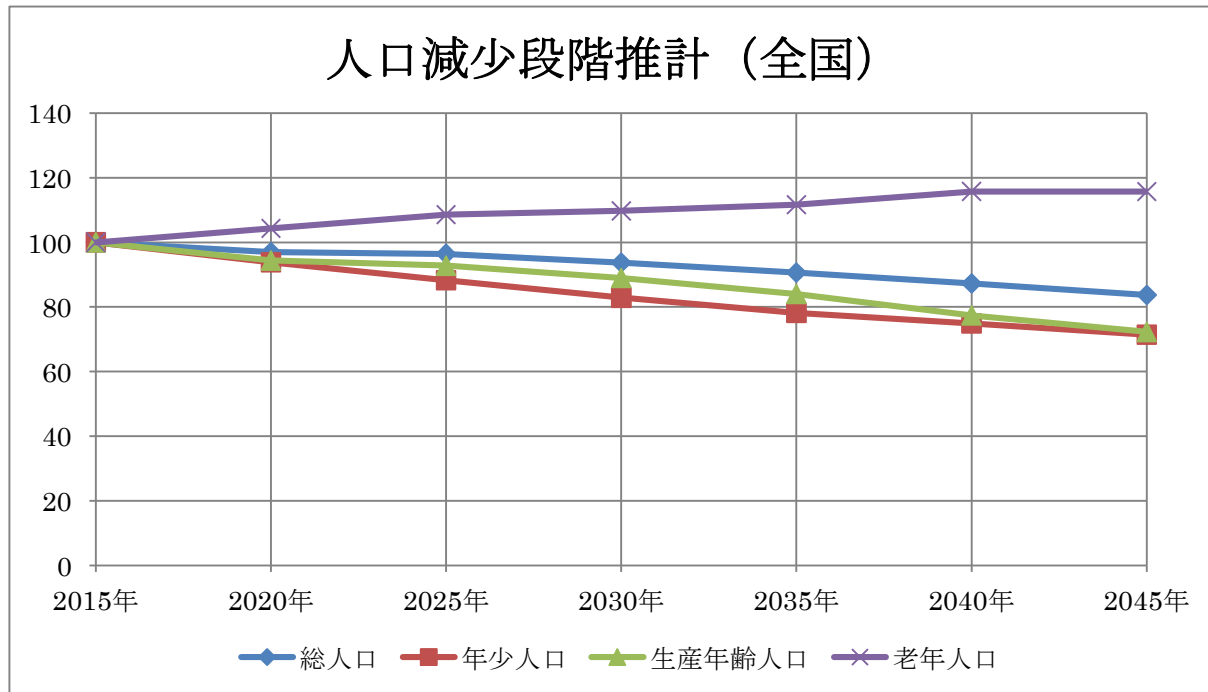


（注）パターン1については、令和27（2045）年まで出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定して推計した場合を示している。パターン2については、村独自の推計であり、合計特殊出生率が1.45、かつ直近5年間の純移動率が今後も続くと仮定した場合を示している。

(2) 人口減少段階の分析

・人口減少は、大きく分けて「第1段階：老年人口の増加（総人口の減少）」、「第2段階：老年人口の維持・微減」、「第3段階：老年人口の減少」の3つの段階を経て進行するとされている。

平成27(2015)年の人口を100とした場合、全国的には、令和22(2040)年から「第2段階」に入ると推測されているが、国立社会保障・人口問題研究所推計準拠（パターン1）の推計によると、本村は既に「第3段階」に突入していることになる。



※社人研の「日本の地域別将来推計人口」に基づき作成

2 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度分析

(1) 自然増減、社会増減の影響度分析

①将来人口推計における国立社会保障・人口問題研究所推計準拠（パターン1）をベース

・本村は、自然増減の影響度が3（105.9%（影響度105～110%））、社会増減の影響度が5（155.6%（影響度130%以上））となっている。

この状況を改善するためには、生産年齢人口を中心に転入増となる施策に取り組み、出生率の上昇につなげることが必要であると考えられる。



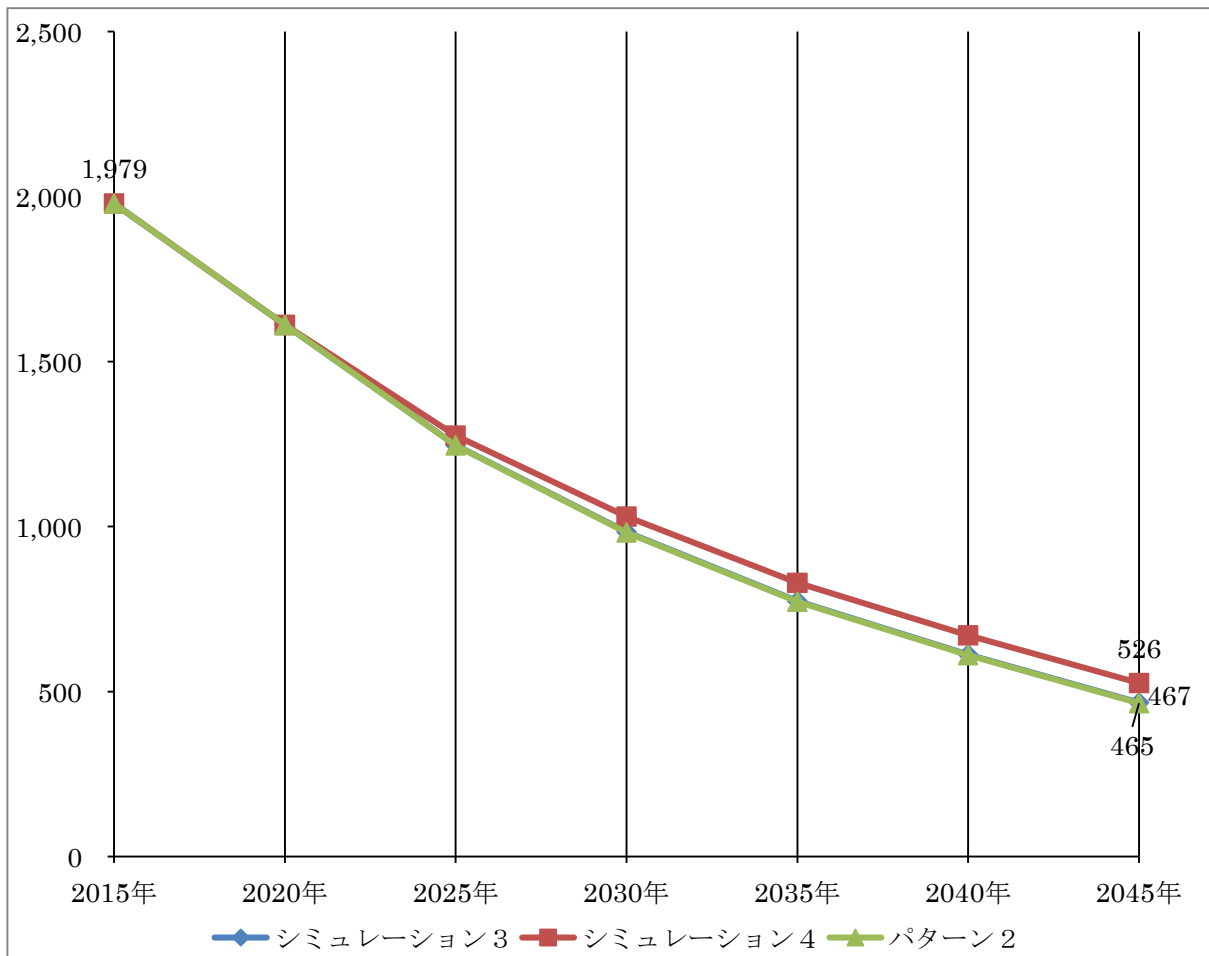
(注) シミュレーション1については、将来人口推計における国立社会保障・人口問題研究所推計準拠（パターン1）において、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇すると仮定している。シミュレーション2については、シミュレーション1かつ人口移動が均衡する（移動がゼロとなった）と仮定している。

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	シミュレーション1の令和57（2045）年推計人口 482 人 パターン1の令和57（2045）年推計人口 455 人 ⇒482 人／455 人＝105.9%	3
社会増減の影響度	シミュレーション2の令和57（2045）年推計人口 750 人 シミュレーション1の令和57（2045）年推計人口 482 人 ⇒750 人／482 人＝155.6%	5

※自然増減影響度 1→100%未満 2→100～105%未満
3→105～110%未満 4→110～115%未満
5→115%以上
社会増減影響度 1→100%未満 2→100～110%未満
3→110～120%未満 4→120～130%未満
5→130%以上

②将来人口推計における村独自推計（パターン 2）をベース

- ・本村独自の推計では、自然増減の影響度が 2（100.4%（影響度 100～105%））、社会増減の影響度が 3（112.6%（影響度 110～120%））となっている。
- ・シミュレーション 4 では、令和 27（2045）年の本村の総人口は平成 27（2015）年と比較して約 73%程度減少するものと見込まれる。



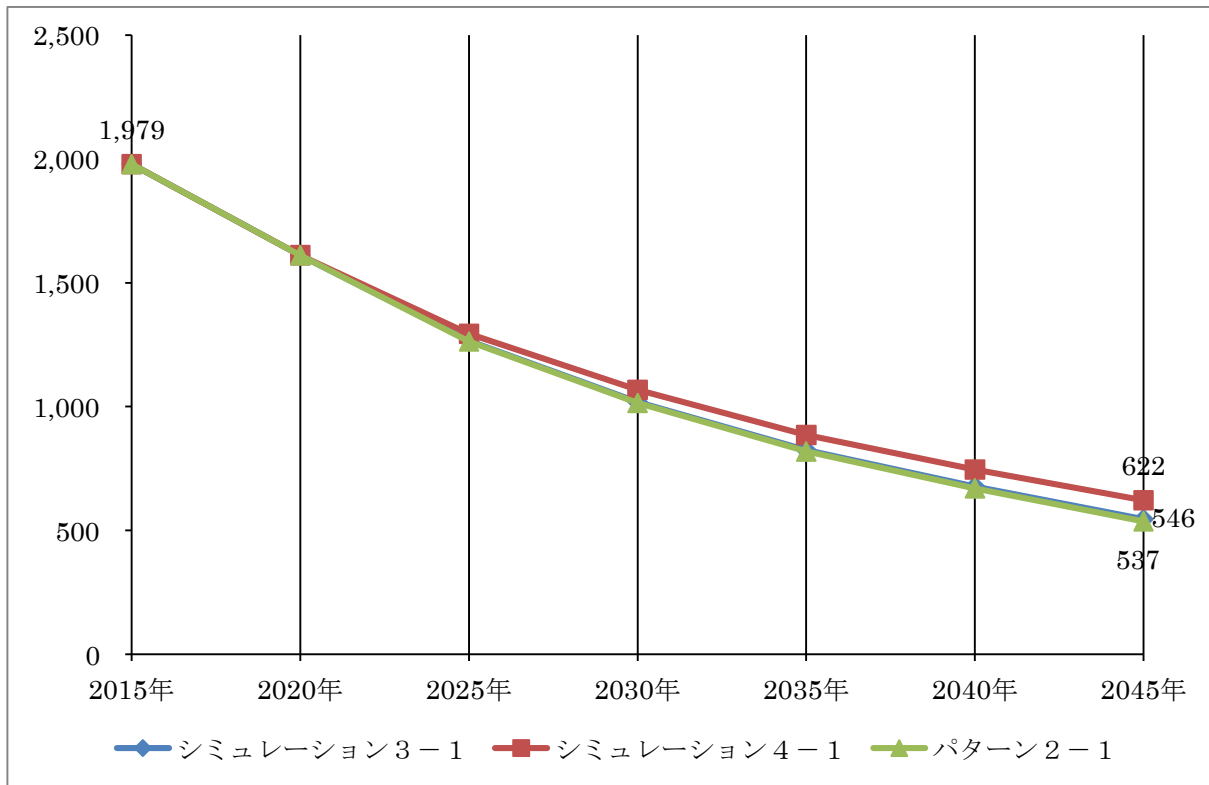
(注) シミュレーション 3 については、将来人口推計における村独自推計（パターン 2）において、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の 2.1）まで上昇すると仮定している。シミュレーション 4 については、シミュレーション 3 かつ人口移動が均衡する（移動がゼロとなった）と仮定している。

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	シミュレーション 3 の令和 27（2045）年推計人口 467 人 パターン 2 の令和 27（2045）年推計人口 465 人 ⇒467 人／465 人＝100.4%	2
社会増減の影響度	シミュレーション 4 の令和 27（2045）年推計人口 526 人 シミュレーション 3 の令和 27（2045）年推計人口 467 人 ⇒526 人／467 人＝112.6%	3

③将来人口推計における村独自推計（パターン2）+20代男女が5年で5人転入かつ4人家族が5年で3世帯転入すると仮定

・20代男女が5年で5人転入かつ4人家族が5年で3世帯転入したものとして推計すると、自然増減の影響度が2（101.6%（影響度100～105%未満））、社会増減の影響度が3（113.9%（影響度110～120%未満））となる。

・シミュレーション4-1では、令和27（2045）年の本村の総人口は平成27（2015）年と比較して約69%程度減少するものと見込まれるシミュレーション4と比較すると改善する傾向がみられる。



（注）パターン2-1は、パターン2に20代男女が5年で5人転入かつ4人家族が5年で3世帯転入すると仮定している。シミュレーション3-1については、パターン3-1において、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇すると仮定している。シミュレーション4-1については、シミュレーション3-1かつ人口移動が均衡する（移動がゼロとなった）と仮定している。

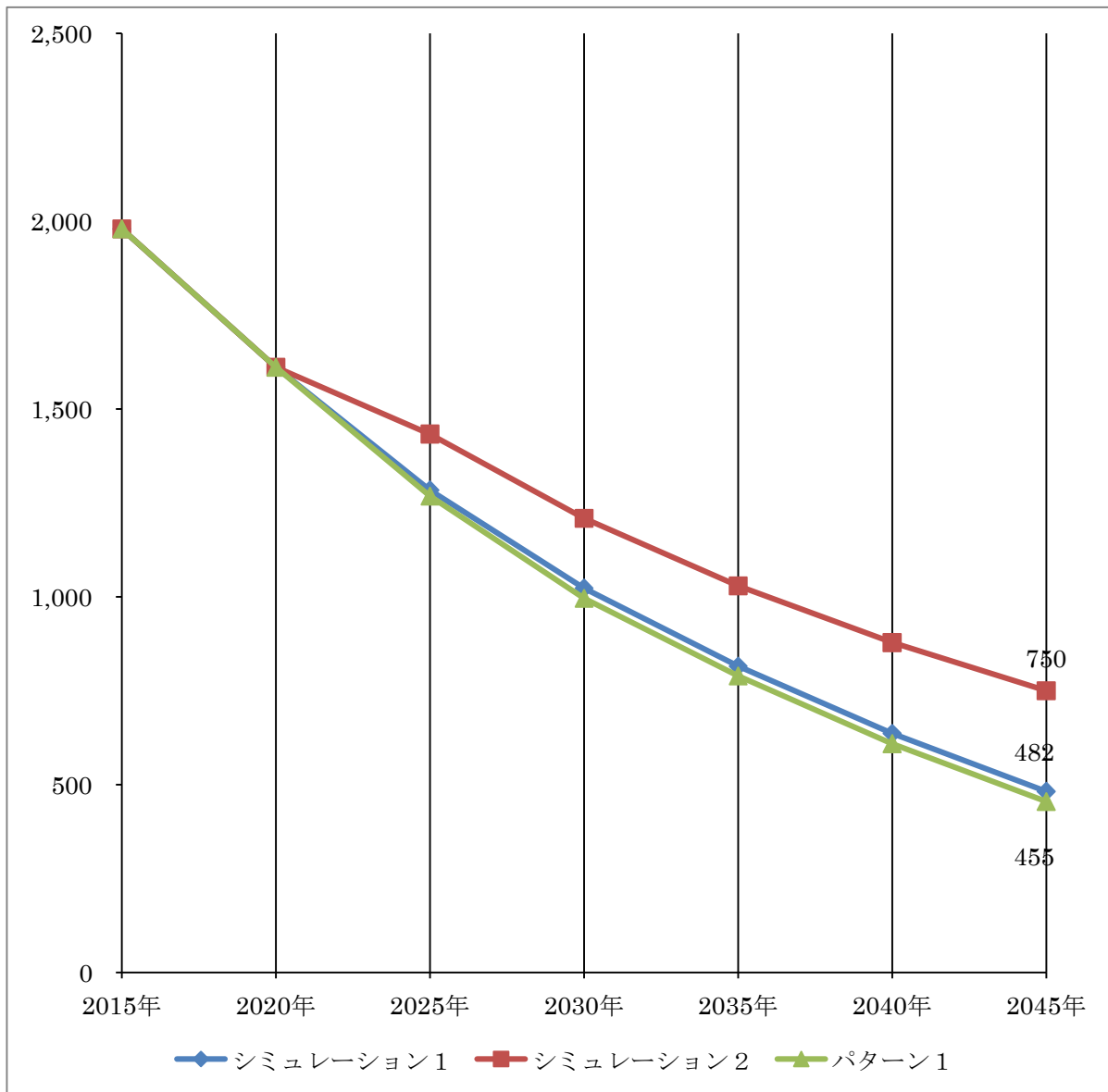
分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	シミュレーション3-1の令和27（2045）年推計人口 546 人 パターン2-1の令和27（2045）年推計人口 537 人 ⇒546 人／537 人＝101.7%	2
社会増減の影響度	シミュレーション4-1の令和27（2045）年推計人口 622 人 シミュレーション3-1の令和27（2045）年推計人口 546 人 ⇒622 人／546 人＝113.9%	3

※4人家族・・・父（35～39歳）、母（30～34歳）、男児（10～14歳）
女児（5～9歳）と仮定

(2) 総人口の分析

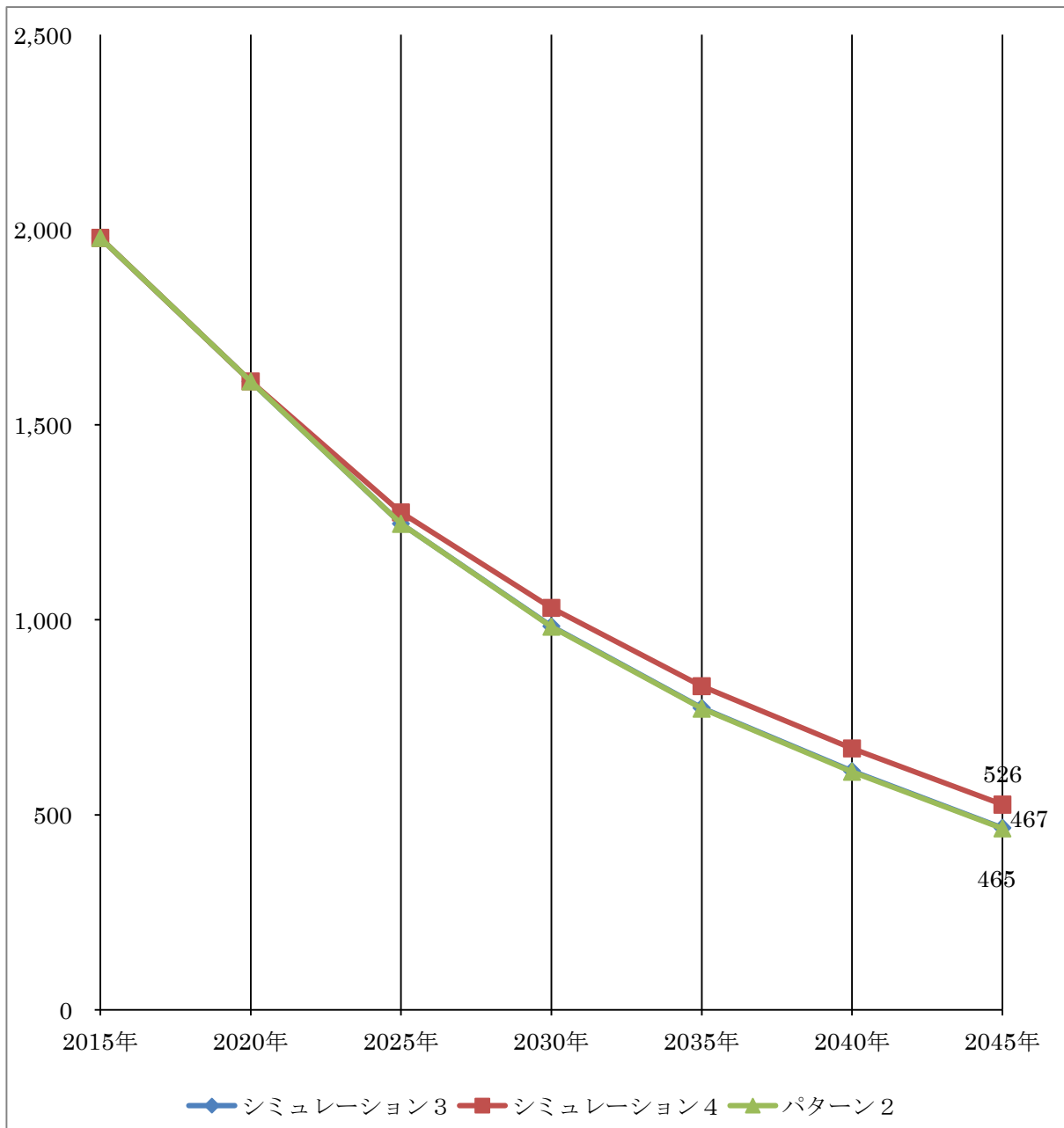
① 将来人口推計における国立社会保障・人口問題研究所推計準拠（パターン 1）をベース

- ・ 出生率が 2.1% に上昇した場合には、令和 27（2045）年に総人口が 482 人、出生率が 2.1% に上昇し、かつ人口移動が均衡した場合には、令和 27（2045）年に総人口が 750 人と推計される。
- ・ パターン 1 に比べると、それぞれ 27 人、295 人多くなることがわかる。



②将来人口推計における村独自推計（パターン 3）をベース

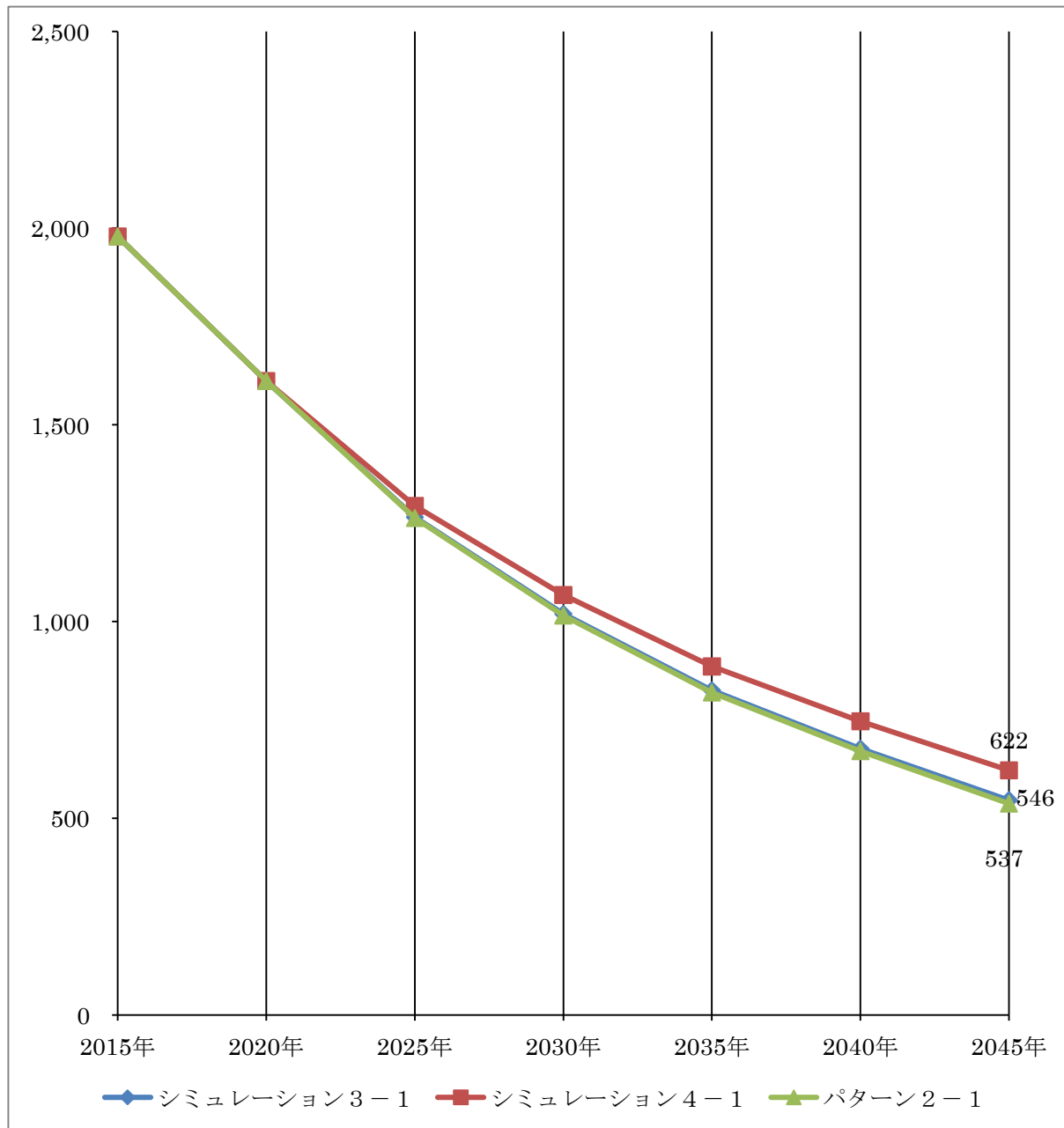
- ・ 出生率が 2.1%に上昇した場合には、令和 27（2045）年に総人口が 467 人、出生率が 2.1%に上昇し、かつ人口移動が均衡した場合には、令和 27（2045）年に総人口が 526 人と推計される。
- ・ パターン 3 に比べると、それぞれ 2 人、61 人多くなることがわかる。



③②推計+20代男女が5年で5人転入かつ4人家族が5年で3世帯転入すると仮定

・令和2（2020）年以降、20代男女が5年で5人転入かつ4人家族（両親・男児1人・女児1人）が5年で3世帯転入するものと仮定しパターン3、シミュレーション3、シミュレーション4とそれぞれ比較すると、令和27（2045）年には約15～18%の人口増となる見込みである。

・年少人口及び生産年齢人口が増加することに加え、将来の合計特殊出生率の若干の上昇が見込めるため、人口減少のスピードが緩やかになることがわかる。



(3)人口構造分析（村独自推計）

・年齢3区分ごとにみると、「65歳以上人口」の減少率に変化はみられないが、「0～14歳人口」及び「15～64歳以上人口」では減少率が大幅に小さくなることわかる。

特に4人家族が毎年2世帯転入すると仮定した「パターン2-1」、「シミュレーション3-1」、「シミュレーション4-1」と「パターン2」、「シミュレーション3」、「シミュレーション4」をそれぞれ比較すると、「0～14歳人口」及び「15～64歳以上人口」で大幅な改善が見込まれる。

区分		総人口	0～14歳人口		15～64歳人口	65歳以上人口	20～39歳女性人口
				うち0～4歳人口			
2015年	現状値	1,979	59	15	723	1,197	84
2045年	パターン2	465	8	2	130	327	9
	シミュレーション3	467	8	2	131	328	9
	シミュレーション4	526	9	2	177	340	17
	パターン2-1	537	17	2	193	327	24
	シミュレーション3-1	546	23	4	196	327	25
	シミュレーション4-1	622	26	5	256	340	37

区分		総人口	0～14歳人口		15～64歳人口	65歳以上人口	20～39歳女性人口
				うち0～4歳人口			
2015年→ 2045年 増減率	パターン2	-76.5%	-86.4%	-86.7%	-82.0%	-72.7%	-89.3%
	シミュレーション3	-76.4%	-86.4%	-86.7%	-81.9%	-72.6%	-89.3%
	シミュレーション4	-73.4%	-84.7%	-86.7%	-75.5%	-71.6%	-79.8%
	パターン2-1	-72.9%	-71.2%	-86.7%	-73.3%	-72.7%	-71.4%
	シミュレーション3-1	-72.4%	-61.0%	-73.3%	-72.9%	-72.7%	-70.2%
	シミュレーション4-1	-68.6%	-55.9%	-66.7%	-64.6%	-71.6%	-56.0%

(4) 老年人口比率の変化

①将来人口推計における村独自推計（パターン 2）をベース

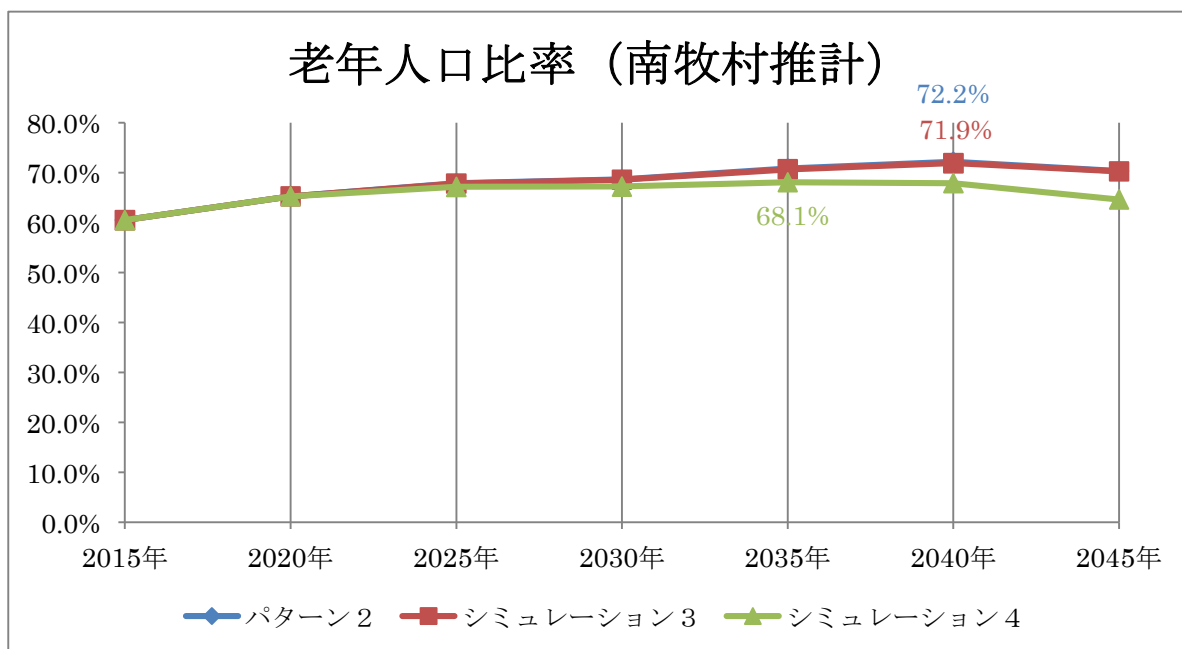
・パターン 2 においては、老年人口比率は上昇を続け、高齢化率は、令和 22（2040 年）の 72.2%をピークに横ばい状態が続く推測となる。

・シミュレーション 3 においては合計特殊出生率を 2.1 人と仮定しているが、パターン 2 と同様に令和 22（2040）年の 71.9%をピークにその後、横ばい状態が続く推測となる。

出産適齢女性人口の少ない本村においては、合計特殊出生率の若干の上昇では高齢化率の改善にはつながらない状況である。

・シミュレーション 4 においては、合計特殊出生率を 2.1 人、純移動がないものと仮定しているが、令和 17（2035）年の 68.1%をピークにその後、僅かに低下する推計となっている。この推計結果をみると、転出を抑制することが、高齢化率の改善につながる事がわかる。

区 分		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
パターン 2	総人口（人）	1,979	1,611	1,246	982	772	611	465
	年少人口比率	3.0%	2.4%	2.0%	2.1%	1.7%	1.8%	1.7%
	生産年齢人口比率	36.5%	32.4%	30.1%	29.3%	27.5%	26.0%	28.0%
	老年人口比率	60.5%	65.2%	67.9%	68.6%	70.8%	72.2%	70.3%
	75歳以上人口比率	41.5%	43.6%	43.3%	47.4%	51.8%	52.5%	54.4%
シミュレーション 3	総人口（人）	1,979	1,552	1,215	945	734	565	417
	年少人口比率	3.0%	2.4%	2.1%	2.1%	1.9%	2.0%	1.7%
	生産年齢人口比率	36.5%	32.4%	30.1%	29.3%	27.4%	26.1%	28.1%
	老年人口比率	60.5%	65.2%	67.8%	68.6%	70.7%	71.9%	70.2%
	75歳以上人口比率	41.5%	43.6%	43.3%	47.3%	51.7%	52.5%	54.2%
シミュレーション 4	総人口（人）	1,979	1,637	1,336	1,081	875	712	567
	年少人口比率	3.0%	2.4%	2.1%	2.1%	1.9%	1.8%	1.7%
	生産年齢人口比率	36.5%	32.4%	30.7%	30.7%	30.0%	30.3%	33.7%
	老年人口比率	60.5%	65.2%	67.2%	67.2%	68.1%	67.9%	64.6%
	75歳以上人口比率	41.5%	43.6%	43.1%	46.7%	50.2%	50.3%	50.2%



②①推計+20代男女が5年で5人転入かつ4人家族が5年で3世帯転入すると仮定

・パターン2-1は、パターン3に4人家族が毎年2世帯転入すると仮定した推計結果である。高齢化率は、令和7年（2025）年にピーク（67.0%）を迎えその後、ゆるやかに低下する推計となる。

・シミュレーション3-1はシミュレーション3に4人家族が毎年2世帯転入すると仮定した推計結果である。高齢化率は、令和7年（2025）年にピーク（66.8%）を迎えその後、ゆるやかに低下する推計となる。

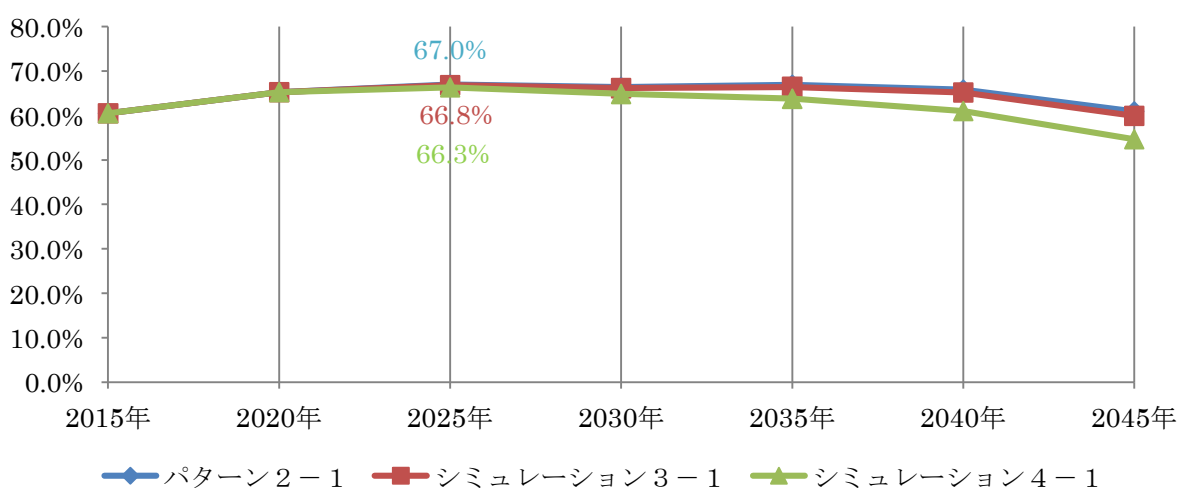
・シミュレーション4-1はシミュレーション4に4人家族が毎年2世帯転入すると仮定した推計結果である。高齢化率は、令和7年（2025）年にピーク（66.3%）を迎えその後、ゆるやかに低下する推計となる。

・いずれの結果も、パターン2、シミュレーション3、シミュレーション4と比較すると、早期に高齢化率のピークを迎え、ピーク後の高齢化率の減少がみられる。

・子育て世帯の獲得及び転出抑制に関する施策が、本村の高齢化率低下にもっとも効果的であると考えられる。

区 分		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
パターン2-1	総人口（人）	1,979	1,611	1,263	1,015	819	670	537
	年少人口比率	3.0%	2.4%	2.4%	2.9%	2.7%	2.9%	3.2%
	生産年齢人口比率	36.5%	32.4%	30.6%	30.7%	30.4%	31.3%	35.9%
	老年人口比率	60.5%	65.2%	67.0%	66.4%	66.9%	65.8%	60.9%
	75歳以上人口比率	41.5%	43.6%	42.7%	45.8%	48.8%	47.9%	47.1%
シミュレーション3-1	総人口（人）	1,979	1,595	1,293	1,053	866	718	592
	年少人口比率	3.0%	2.4%	2.7%	3.3%	3.4%	3.6%	4.2%
	生産年齢人口比率	36.5%	32.4%	30.5%	30.6%	30.2%	31.3%	35.9%
	老年人口比率	60.5%	65.2%	66.8%	66.1%	66.4%	65.1%	59.9%
	75歳以上人口比率	41.5%	43.6%	42.6%	45.6%	48.5%	47.4%	46.3%
シミュレーション4-1	総人口（人）	1,979	1,677	1,445	1,230	1,064	940	832
	年少人口比率	3.0%	2.4%	2.6%	3.2%	3.4%	3.7%	4.2%
	生産年齢人口比率	36.5%	32.4%	31.1%	32.0%	32.8%	35.3%	41.1%
	老年人口比率	60.5%	65.2%	66.3%	64.8%	63.8%	61.0%	54.7%
	75歳以上人口比率	41.5%	43.6%	42.5%	45.1%	47.1%	45.2%	42.4%

老年人口比率（南牧村推計）



3 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析

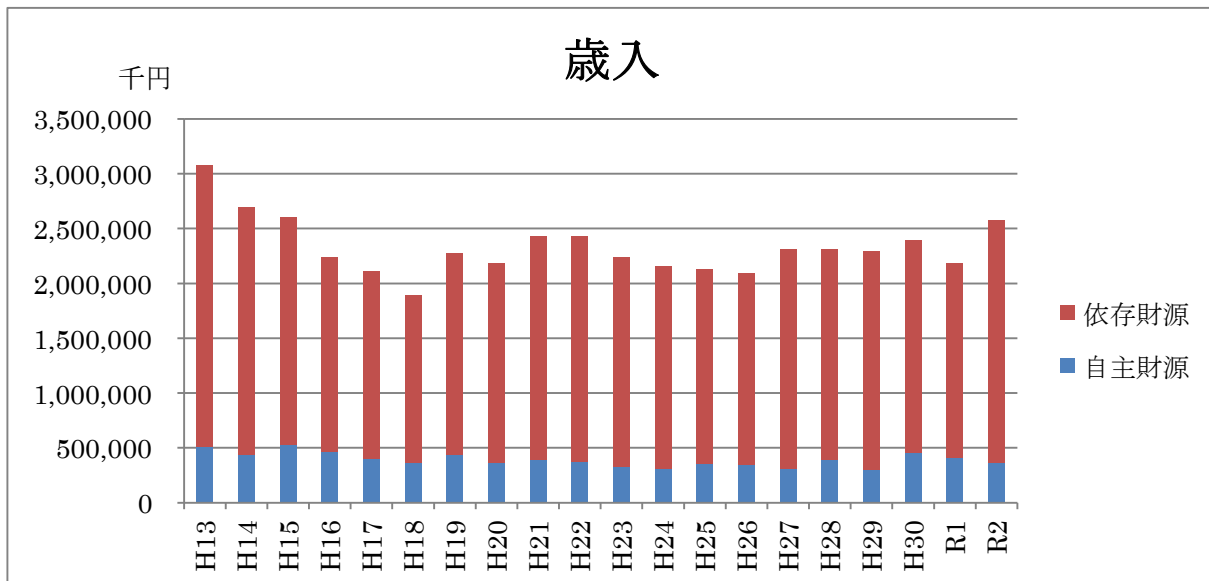
(1) 財政状況への影響

①歳入の状況

本村の普通会計の歳入は、平成 13 年度の約 30 億 7,500 万円をピークに減少傾向で令和 2 年度は約 25 億 7,854 万円となっている。

内訳をみると、依存財源（地方交付税・国県支出金等）が占める割合が非常に高く自主財源（村税等）が乏しいことがわかる。

今後も、人口減少（特に生産年齢人口）に伴い税収の減少が見込まれる。

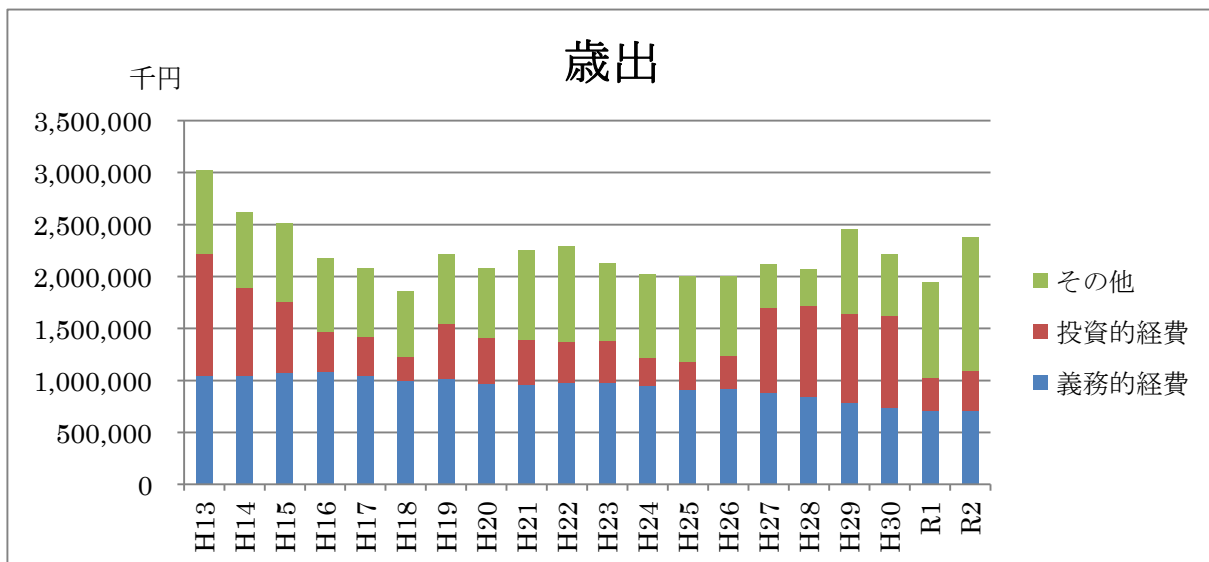


②歳出の状況

歳出については、平成 13 年度の約 30 億 2,300 万円をピークに減少傾向で令和 2 年度は約 23 億 8,214 万円となっている。

性質別にみると、投資的経費（建設事業等）は減少しているが、義務的経費（扶助費等）の支出額にほぼ変化はなく、歳出割合の多くを占めていることがわかる。

今後も、高齢化の進行に伴い扶助費（社会保障経費）の支出割合が増加していくことが見込まれる。



③個人村民税への影響

個人村民税は、主要な自主財源の 1 つであり、人口や所得の変動に影響を受けやすいため、次のとおり村独自の人口推計（パターン 2）に基づき、個人村民税の推計を行った。

令和2年度の個人村民税額を見ると、生産年齢人口において1人当たりの年間税額が高いことがわかる。

個人村民税の推計結果では、令和27(2045)年では約1,031万円となり平成27(2015)年と比べ80%以上減少すると推計される。

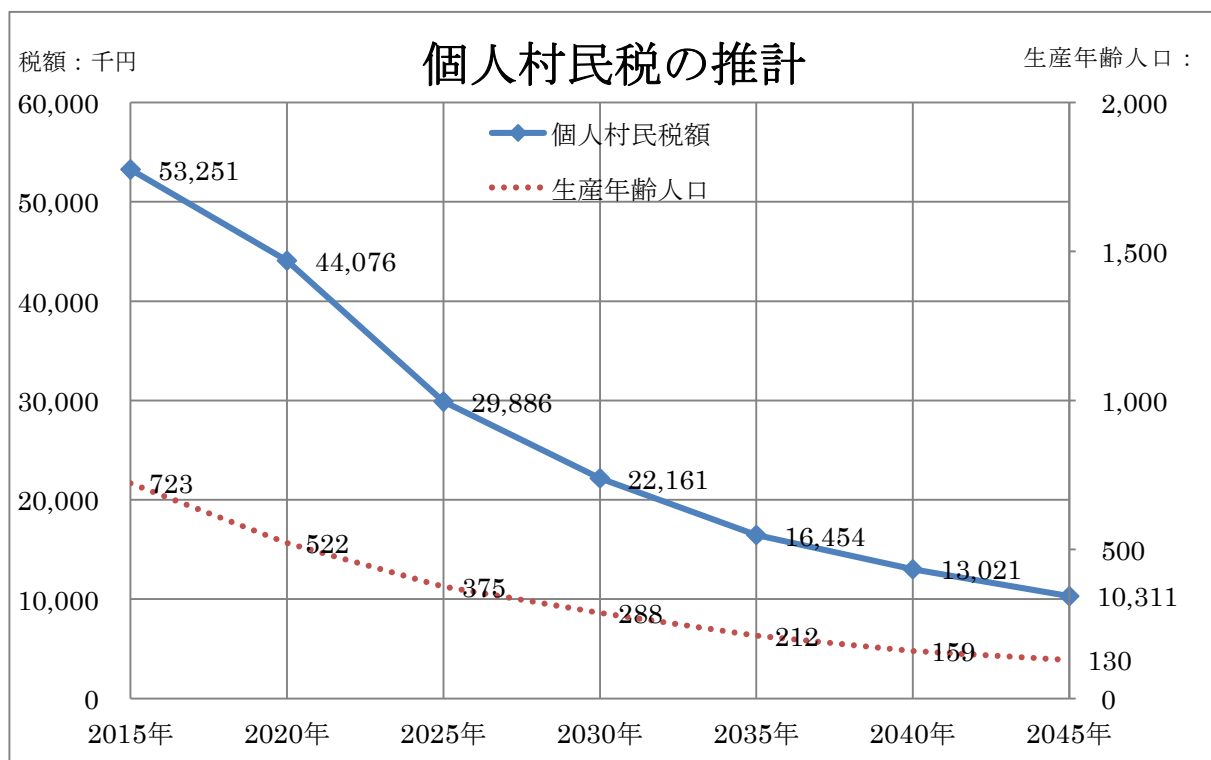
【個人村民税の独自推計方法】
 ○個人村民税の推計値
 ＝年齢区分別の個人村民税推計値
 の総和

・年齢区分別の個人村民税の推計値
 ＝年齢区分別の納税者数の推計
 ×年齢区分別の1人当たりの税額
 ＝(年齢区分別の将来推計人口
 ×年齢区分別の納税者割合)
 ×年齢区分別の1人当たりの税額

※右表の納税者割合は、各年齢区分における納税義務者数を各年齢区分人口で除し割合を算出している。

R2年度納税者割合等の状況

年齢区分	納税者割合(%)	1人当たり
0～4歳	0	0
5～9歳	0	0
10～14歳	0	0
15～19歳	0	0
20～24歳	55.556	58,453
25～29歳	87.500	67,996
30～34歳	67.347	83,882
35～39歳	77.419	75,983
40～44歳	78.788	73,704
45～49歳	78.333	77,745
50～54歳	82.353	82,636
55～59歳	81.000	102,465
60～64歳	62.963	55,512
65～69歳	56.250	42,948
70～74歳	41.212	42,543
75～79歳	30.198	21,261
80～84歳	17.674	18,916
85～89歳	20.561	20,893
90歳以上	12.000	25,817



第3 人口の将来展望

人口の現状と課題を整理し、人口に関して目指すべき将来の方向性を提示するとともに、将来の人口等を展望する。

1 目指すべき将来の方向

(1) 現状と課題の整理

1955（昭和30）年に尾沢村、月形村、磐戸村の3村合併により誕生した本村であるが、合併当初より既に人口減少が始まっており、2020（令和2）年国勢調査においては、人口1,611人となり、60年間で8,962人（約85%）減となっている。

人口減少は、大きく3段階にわかれ、若年人口は減少するが、老年人口は増加する「第1段階」、若年人口の減少が加速化するとともに、老年人口が維持から微減へと転じる「第2段階」、若年人口の減少が一層加速化し、老年人口も減少していく「第3段階」と区分され、全国的には、令和22（2040）年に「第2段階」となる見込みとなっている。しかし、本村においては、前述のとおり合併当初からの人口減少が続いており、既に「第3段階」に突入している。

総人口の推移に影響を与える自然増減については、合計特殊出生率（女性が一生の間に産む子どもの数）は、周辺市町村と比べて大きな差は見られないものの、若年女性人口が少ないため、出生数も年間数名という状況であり、少子化が深刻な課題となっている。これに対し死亡数は、人口減少の影響を受けることなく、毎年ほぼ同数で推移しており出生数を大きく上回っているため、自然減の状況が続いている。

社会増減について人口移動を年齢別にみると、以前は大学進学や就職に伴う10代後半の転出、また、住環境や通勤時間等、利便性重視による転出に加え、介護施設入所等に伴う高齢者層の転出数が増加し、転入数を大きく上回る転出超過が続いている。しかし、近年においては、20～30歳代の移住者が増加傾向にあり、こうした若者が様々な分野にチャレンジすることで更に若い力を呼び寄せるという好循環が生まれつつある。

将来人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所推計準拠による推計及び村独自推計とも、令和27（2045）年の人口は約450人程度であり、人口増加は非常に困難な状況である。

本村の人口減少は当初の推計を上回る速度で進行しており、いかにして人口減少のスピードを減速させるかが大きな課題である。第1期総合戦略の重要業績評価指数の検証で明らかとなった課題を踏まえ、第2期総合戦略に掲げる重点戦略をスピーディーかつ効率的に展開し地域住民の生活基盤の安定を図るとともに関係人口から移住・定住に繋がる魅力ある村づくり事業を推進しなければならない。

(2) 目指すべき将来の方向

住民が明るく健康に暮らせる村づくりを推進することはもとより、若者が魅力を感じる住環境や雇用・教育環境を実現し、深刻な人口減少に歯止めをかけるため、以下の4つの方向を提示する。

① 若者、子育て世代を中心としたUターン及びIターン者を確保するため、雇用の場の整備を図る

人口減少、高齢化の最大の要因は若者や子育て世代といった若年層、現役世代の流出にあり、その一つの理由として「雇用の問題」が挙げられる。そのため、若年層等の流出を防ぎ、更にはUターンやIターン者を確保する上で、新たな雇用の場の確保、整備は重要な要素となる。

② 交流・移住・定住の人の流れを創出する

“人との触れ合い”を通して、地域の文化や生活スタイルを体験し、地域の魅力を肌で感じ、地域を知る事が移住、定住へと繋がっていくものと考え。そのため、村の魅力を情報発信するとともに、交流から移住、定住へと繋がる人の流れを創出するための施策や事業が必要である。

③ 地域と連携した地域独自の特色ある教育を実施する

出生率の向上のため、若者や子育て世代がこの地域で子どもを産み育て、教育させたいと思える環境づくりが必要であり、都会にはない山村ならではの取り組みを実践することが必要である。そのため、地域特性を活かすのはもちろんのこと、地域と連携し地域全体で子育て、教育をするといった取り組みも重要な要素である。

④ 住民一人ひとりが活躍できる社会を実現する

人口が少ないことを利点と捉え、お互いに支えあう「共助の村」を創出するとともに、一人ひとりが主役となり活躍できる社会づくりに取り組むことで、都会の若者が求めている「やりがい」や「存在意義」を提供することができ、若年層の人口流入に繋がる要素となる。

2 人口の将来展望

社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の推計によると、令和 27（2045）年の本村の人口は 455 人まで減少すると見通されている。また、高齢化率においては村独自の推計であるが、現在の状況が続いた場合、令和 27（2045）年に 70.3%と高い数値となっている。

このような状況が続いた場合、公共サービスの質・量の低下、年齢構成のアンバランスによる社会保障分野における現役世代の負担の増大、地域での後継者不足など様々な問題が懸念される。

そこで、この状況を打破する為、先に述べた目指すべき将来の方向を踏まえ、合計特殊出生率と純移動率の改善を図っていく。まず合計特殊出生率においては、現在の 1.45%から人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準）の 2.1%程度まで上昇させることを目指し、純移動率においては、現在の人口移動の状況を加味しつつも U・I ターン等による若者の確保及び、子育て世代の転入（4 人家族を年 2 世帯。4 人家族の構成については先に記載したとおり。）を新たに見込むことで、若者・現役世代の年齢構成を現在より上向きにすることを目指す。これにより、現在の逆ピラミッド型の年齢構成を緩やかではあるが改善することができ、将来に渡り、正常・健全な年齢構成を保つことが可能と見込まれる。

以上のことを踏まえると、総人口は令和 27（2045）年に約 567 人となり、高齢化率においては、令和 27（2045）年以降 47%台まで低下するものと推計され、社人研推計と比較し、人口は約 110 人の施策効果が見込まれる。また、高齢化率においても、現状のままの独自推計よりも 23%近くの改善が想定される。

第2期 南牧村 まち・ひと・しごと創生 総合戦略

すべての住民が生きがいを持ち、

幸せを感じることができる

「潤いのある充実した人生が送れる村」を目指して

令和4年3月策定
(令和7年4月改定)
群馬県南牧村

第1 基本的な考え方

1 第2期南牧村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって

日本の人口は、2008（平成20）年をピークとして、人口減少局面に入っており、国は、人口減少、少子高齢化、東京圏一極集中といった課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、2014（平成26）年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、同年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年12月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、推進してきました。

2019（令和元）年6月には「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を閣議決定し、第1期での地方創生の取組を「継続を力」にして、より一層充実・強化していくとしています。その中で、従来からの4つの基本目標である①「地方に仕事をつくり安心して働けるようにする」、②「地方への新しいひとの流れをつくる」、③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、④「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する」を維持しつつ、第2期総合戦略で重点を置いて施策を推進する「6つの新たな視点」を示しています。

こうした状況を踏まえ、本村では、国や県が策定する長期ビジョン、総合戦略などと連携して、第五次南牧村総合計画に掲げる、「みんなで創る 一人ひとりが住みやすい南牧村」の実現を目指すとともに、人口減少対策と地域活性化につながる取組を継続し、住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある社会の維持を図るため、第2期南牧村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

2 趣旨

人口減少・超高齢社会の進展が著しい中であっても、これまで地方創生に向け各種の施策を推進してきました。第1期総合戦略の『幸齢者日本一』という合言葉を継承しながら、南牧村の持つ特性・魅力を生かした独自性のある戦略を展開します。また、真に必要な施策・事業を選択し、集中的・継続的な重要戦略の推進により、住民の満足度の向上はもとより、地方へのひとの流れを生み出す「真の地方創生」を加速させ、「課題先進地」から「課題解決先進地」と生まれ変わることを目指し、第2期総合戦略を策定します。

3 総合戦略の位置づけ

総合戦略は、喫緊の課題である人口減少問題に対応し、地方創生を成し遂げていくため、第5次南牧村総合計画（令和3年度から令和12年度までの10年間）の基本構想、基本計画との整合を図りながら、その一部と位置づけます。

また、社会経済情勢や住民ニーズへの確かつ柔軟な対応ができるよう、総合計画と併せ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画期間

令和4年度から令和9年度までの6箇年の計画とします。

5 計画人口

人口ビジョンにおける将来人口の展望を踏まえ、令和27（2045）年の人口目標を600人とします。

6 将来像

日本全体が超高齢化社会に突入し大幅な人口減少を避けることは不可能な状況です。本村においても、少子高齢化に伴う人口減少に歯止めが利かない状況に変化はありませんが、地域の人々の心温かい人柄や笑顔、豊かな大自然もまた何ら変わることはなく村の一番の地域資源です。この貴重な地域資源を活かし田舎ならではの魅力ある住環境整備・観光事業を推進・発信していくことで若者・子育て世帯を主体としたU I ターン者を安定的に獲得することができ、将来にわたり一定数の人口規模を保つことが可能となります。また、南牧村を応援してくれる他地域の人々を地域コミュニティに関わる「担い手」として取り込み、活躍を促すことでコミュニティの活性化を図りながら、本村に関わるすべての人にとって、南牧村が「心地よい居場所」となるよう、地域に根差した身近な施策を推進・展開し、健やかに楽しみながら年齢を重ねることができ、誰もが輝き南牧村に住んでいることを誇りに感じられる「幸齢者日本一の村」を将来像とします。

第2 重点戦略

人口減少の克服と本村の更なる創生を確実に実現するため、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において設定されている、以下の4つの基本目標を基礎とし、本村においては、第1期総合戦略の『**幸齢者日本一**』という合言葉を継承しながら、全ての人が明るく健康に暮らせる「**潤いのある充実した人生が送れる村**」を目指すべき方向とします。

国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における4つの基本目標 ・稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする ・地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる ・結婚・出産・子育ての希望をかなえる ・ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
--

南牧村総合戦略の基本目標

まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策分野	対応する施策
「幸齢者日本一」…潤いのある充実した人生が送れる村	1 健康寿命の延伸 (1) 生活習慣病の発生予防と重症化予防 (2) 住民主体の健康づくり活動の推進 (3) 高齢者の潜在能力の開発と活躍の場づくり
	2 将来にわたって活躍できる地域社会の実現 (1) 世代間交流の促進・充実 (2) 地域を支える人材の育成
	3 危機管理の強化 (1) 防犯力の強化 (2) 自然災害対策の推進 (3) インフラ資産の整備及び長寿命化の推進 (4) 感染症対策の強化

上記の目標を基本とし、以下の4つの項目を設定し、戦略を着実に進めていくこととします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策分野	対応する施策
1 多様な就業機会の創出・人材育成により、地域で稼ぐ力を創出	4 地場産業の再生 (1) 地場産業の再生に向けた支援 (2) 南牧ブランドの確立と地域内資金の循環
	5 起業と事業承継支援及び企業誘致等の推進 (1) 起業・継業希望者の支援 (2) 企業及びサテライトオフィス誘致の推進
2 新しいひとの流れをつくり、移住・定住への発展を創出	6 地域資源を活かした集客力の強化と人材及び民間資金の還流 (1) 村の魅力に関する情報発信の充実 (2) 新たな交流・集客の推進
	7 元気な村づくりの推進と関係人口の拡大 (1) 外部の力を借りた元気な村づくり (2) 都市部との交流等を通じた関係人口の拡大

	8 移住・定住につながる魅力ある住環境整備 (1) 移住・定住に関する情報発信及び相談・サポート体制の充実 (2) 定住環境の整備
3 心身共に健やかな子どもを育む村を創出	9 子どもを産み育てやすい環境の整備 (1) 出産・子育ての負担軽減 (2) 安心して子育てできる環境の充実 (3) 子育てに孤立感や不安を感じている保護者への支援
	10 子どもの可能性を広げる教育環境の整備 (1) 子どもの「生きる力」の育成 (2) 多様な個性が活かされる教育の実現 (3) 時代の変化に対応した学力の向上 (4) 学校運営体制の充実
4 住み慣れた地域で安心して暮らすことができる魅力的な村を創出	11 全ての人が安心して暮らせる村の実現 (1) 地域福祉の充実 (2) 障害者（児）福祉の充実 (3) 高齢者福祉の充実 (4) 地域医療の充実

【基本目標】 「幸齢者日本一」…潤いのある充実した人生が送れる村を創出

数値目標 平均自立期間（要支援となる平均年齢） 男性：81歳 女性：81歳

（１）基本的方向

豊かな自然とそこに住む人が調和し、いつまでも健康で潤いのある充実した人生が送れる村づくりを推進します。

（２）具体的な施策と重要業績評価指標

分類	具体的な施策・事業	重要業績評価指標 (KPI)
1 健康寿命の延伸	(1)生活習慣病の発生予防と重症化予防 健康寿命の延伸のため、健康増進活動や保健指導により、原因となる危険因子（高血圧、脂質異常、喫煙、糖尿病等）を早期に発見し、改善を図っていく取り組みを進め、生活習慣予防と重症化予防を図ります。 (具体的事業) ・特定健康診査、特定保健指導による生活習慣の改善 ・生活習慣病予防検診の実施 ・母子健康指導、若年層への食育活動の実施 ・在宅歯科検診等の口腔管理支援	特定検診受診率 10%増
	(2)住民主体の健康づくり活動の推進 地域住民や様々な団体とともに、地域全体で健康課題を設定し健康増進に取り組む、住民主体の健康づくり活動の活性化を図ります。 (具体的事業) ・生活習慣病予防運動の啓発及び実施 ・住民主体の地域健康・体力づくり活動の推進	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 10%減
	(3)高齢者の潜在能力の開発と活躍の場づくり 生涯学習機会等を充実することにより、高齢者が自身の新たな才能や趣味を発見し「自己の価値」を再認識することで、充実感・達成感を得ながら健康な生活が営める環境整備を行います。 (具体的事業) ・自己啓発事業の充実 ・高齢者の働き場の創出 ・社会参加機会の充実 ・シルバー人材センターの活用	65歳以上の要介護（支援）認定者の割合 5%減
2 将来にわたって活躍できる地域社会の実現	(1)世代間交流の促進・充実 地域内での交流事業を実施し、各世代が担うべき役割を明確にすることで「地域の課題を自ら解決できる地域力」の向上を図るとともに外出機会の少ない高齢者に外出の「きっかけ」を提供し、孤独・孤立感からの解放を図ります。 また、未来を担う子どもたちが豊富な知恵や経験を持つ親世代・高齢世代と交流することにより、将来の生活能力や職業観を身につけられる場を提供します。 (具体的事業) ・集落が主体となる交流事業の拡充 ・地域住民による集落内点検の実施 ・多世代が参加しやすい生涯学習機会の提供 ・保育園や小・中学校での世代間交流事業の促進	集落内の全住民を対象とする交流事業を実施する地区数 15地区

	(2)地域を支える人材の育成 障害者や高齢者が、できる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができる地域社会の実現に向けた医療・教育・福祉等に携わる人材を育成します。 (具体的事業) ・児童・生徒等に対する体験学習の充実 ・人材育成支援奨学金制度の利用促進	修学終了後のUターン率 20%増
3 危機管理の強化	(1)防犯力の強化 住民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察・消防等をはじめ近隣市町村との情報連携を強化し、身近な犯罪を抑止できる体制を構築します。 (具体的事業) ・広域的連携の強化 ・防犯教育の実施 ・迅速で分かりやすい情報伝達の徹底	犯罪被害者0人
	(2)自然災害対策の推進 気候変動に起因する自然災害に対応するため、危険箇所や想定被害の把握に努めるとともに、災害発生時には迅速で正確な情報提供及び避難指示・誘導ができる体制整備を行います。 (具体的事業) ・河川整備・急傾斜対策事業等の促進 ・森林保全の推進 ・一時避難所となる公園・緑地整備 ・防災訓練の実施 ・防災備蓄品整備	自然災害による死傷者 0人
	(3)インフラ資産の整備及び長寿命化の推進 道路・橋梁などのインフラの老朽化に伴い、低コストで安全性を確保できるよう、長期的視点に立った計画的な点検及び補修を行います。 また、水道水の安定供給のため、水道施設の適正な保守管理による延命化を図るとともに災害発生時の応急給水の強化を見据えた各水道施設の更新や耐震化を計画的に進めます。 (具体的事業) ・道路ストック総点検に基づく長寿命化修繕工事 ・浄水施設の更新・改修事業 ・配水区域を連結する水系間連結の整備	長寿命化修繕計画による修繕箇所 5箇所/年 浄水施設管理計画の策定及び計画に基づく施設の改修 2箇所/年
	(4)感染症対策の強化 新たな感染症が発生すると、人々の生命・健康を脅かす人的被害のみならず、住民生活や経済活動など、様々な影響を及ぼします。 こうしたことから、感染の拡大や将来の新興感染症の発生など、新たな事態に備えるための体制整備・充実を図ります。 (具体的事業) ・正確かつ迅速な情報収集及び住民への分かりやすい情報提供体制の確立 ・地域医療機関との連携体制の強化 ・感染症発生を想定した対策訓練の実施 ・感染症対策用品の備蓄 ・住民生活の安定及び地域経済を停滞させないための財政出動に向けた新たな基金設立の検討	感染症発生に伴う村内企業・事業者の倒産件数 0件

1 多様な就業機会の創出・人材育成により、地域で稼ぐ力を創出

数値目標 雇用創出数（新産業の創出や企業誘致等により創出された雇用数） 15名

（１）基本的方向

地域に根付いた地場産業の再生支援、空き家等を利活用した起業支援、後継者の育成支援等により生活基盤の安定と生産性向上の実現を図ります。

また、時代のニーズを敏感に察知した事業を展開し、「地域で稼ぐ力」を創出します。

（２）具体的な施策と重要業績評価指標

分類	具体的な施策・事業	重要業績評価指標 (KPI)
4 地場産業の再生	(1) 地場産業の再生に向けた支援 獣害対策が施された農地の設置、機材購入補助等により生産性の向上を図るとともに、高収益作物の普及・推進により生産意欲の向上を図ります。 また、地域林業の担い手として新規就農希望者に農業と林業（自伐型林業）の兼業を推進するとともに、Ｊクレジット制度の活用による林業経営基盤の強化と従事者の安定収入の確保を図ります。加えて、温室効果ガス排出削減量の拡大及び災害防止対策につなげます。 （具体的事業） ・適地適作農業の推進 ・高収益作物の普及・推進 ・農林業用機械購入費補助事業の検討 ・Ｊクレジット制度の導入	新規就農者・林業従事者 1組/年
	(2) 南牧ブランドの確立と地域内資金の循環 地域資源を活かした新たな特産品の開発や6次産業化を推進することにより、稼げる農林商工業と南牧ブランドを確立し、地域外から資金の獲得を目指します。また、これまで域外に流出していた資金を地域内で循環させる取組を推進し、村内商店等の存続と活性化を図ります。 （具体的事業） ・6次産業化の推進 ・他地域には無い新たな特産品の開発 ・認知度向上による新たな販路の開拓 ・地産地消、ブランド化の推進	6次産業化の事例数 延べ2件
5 起業と事業承継支援及び企業誘致等の推進	(1) 起業・継業希望者の支援 村内で起業・継業を希望する人材を村内外から発掘し、住民等が求めるサービスなど地域ニーズとのマッチングや起業・継業支援等を行うことにより、ビジネスづくりと移住・定住の促進を図ります。 （具体的事業） ・起業者空き家・空き店舗活用支援事業の検討 ・クラウドファンディング手数料助成事業 ・地域宅配サービス事業	新規起業・継業者 1組/年
	(2) 企業及びサテライトオフィス誘致の推進 本村は急傾斜の山々に囲まれた地域であり、大規模な企業誘致は困難であることから、空き家を活用した小規模企業及びサテライトオフィスの誘致体制を整え新たな雇用の創出を図ります。 （具体的事業） ・企業誘致のための新たな優遇措置制度の創設を検討 ・空き家等を活用したサテライトオフィスの誘致	地域外からの企業誘致数 延べ1件

2 新しいひとの流れをつくり、移住・定住への発展を創出

数値目標 村外からの転入者数：年間15人以上 村外への転出者数：年間10人以内

(1) 基本的方向

本村の魅力を広く情報発信し、本村とかかわりを持ち地域とつながることで、本村に思いを寄せ「南牧村に住んでみたい」と、交流から移住・定住への発展を推進していきます。

(2) 具体的な施策と重要業績評価指標

分類	具体的な施策・事業	重要業績評価指標 (KPI)
6 地域資源を活かした集客力の強化と人材及び民間資金の還流	(1)村の魅力に関する情報発信の充実 南牧村の情報を戦略的に発信するため、ターゲットと発信する情報を整理し、効果的なプロモーションを推進することで地域ブランドの確立を図ります。また、企業版ふるさと納税を活用した観光地開発をはじめ、移住・定住候補地として選ばれる村となり、地域の担い手となる新たな人材の確保を図ります。 (具体的事業) ・観光協会の設立 ・インターネット、SNSを活用した情報発信 ・空き家や南牧村での暮らしのPR動画の作成 ・空き家となっている古民家を改修し、多目的に利活用	企業版ふるさと納税 1社
	(2)新たな交流・集客の推進 空き家や豊かな自然環境を活用した交流の場を提供し、都市住民や海外からの観光客等との交流を推進します。 また、歴史・文化・自然等の地域資源を有効活用し集客力の強化を図るとともに、来村者がSNS等で情報発信しなくなる環境整備を行います。 (具体的事業) ・親水公園等の河川環境整備事業 ・自然環境を活かしたアウトドア施設の整備 ・短期滞在型イベントの実施を検討 ・多言語による観光案内版等の設置 ・伝統文化の保存継承	観光入込客数 70,000人 以上/年
7 元気な村づくりの推進と関係人口の拡大	(1)外部の力を借りた元気な村づくり 地域を元気にするためには、地域外の人々の意見や力が必要です。外からの視点で南牧村の魅力、又は課題や問題点を洗い出し地域のことを一緒に考え、一緒に新しいモノやコトを創り出す人達との関係を構築します。 (具体的事業) ・地域資源（空き家等）の有効活用協議会等の設置 ・大学や企業等との連携体制の構築 ・地域おこし協力隊員の増員	関係人口の増加 50人以上/年
	(2)都市部との交流等を通じた関係人口の拡大 都市部に所在する児童・生徒を対象とした山村留学をはじめ、大学や企業等と連携したボランティア活動などを通じて、本村に積極的に関心を持ち、地域に貢献したいという想いを寄せ、地域と継続的なつながりを持つ環境づくりを進めます。 (具体的事業) ・移住体験機会の充実 ・ボランティア団体の受け入れ態勢の充実 ・大学や企業等との連携体制の構築	

	・事業所及びNPO法人と連携したインターンシップ受入事業の推進	
8 移住・定住につながる魅力ある住環境整備	(1) 移住・定住に関する情報発信及び相談・サポート体制の充実 山村ぐらし支援協議会を中心として、移住・定住の情報を都市部に発信し、移住希望者への相談に柔軟に対応するとともに、移住後のサポートの強化・充実を図ります。 (具体的事業) ・移住相談窓口の充実 ・暮らし体験民家の増設 ・空き家バンク登録家数の増加及び空き家物件紹介事業の充実 (2) 定住環境の整備 村営住宅の建設や空き家の改修等を積極的に行い、定住環境の整備を行います。また、危険空き家等の除却を推進し、跡地の有効活用を図ります。 (具体的事業) ・村営住宅建築事業 ・空き家活用住宅の整備 ・宅地造成事業 ・駐車場整備事業	Uターン、Iターンの子育て世代の移住世帯 4世帯/年

3 心身共に健やかな子どもを育む村を創出

数値目標 「自分のことが好き」と答える子どもの割合 100%

(1) 基本的方向

家庭や地域などが安全で安心して過ごせる居場所となり、子どもが人とのふれあいや交流、遊びや社会活動を通してさまざまな体験をすることにより、豊かな人間性や社会性を身につけられるよう支援します。

(2) 具体的な施策と重要業績評価指標

分類	具体的な施策・事業	重要業績評価指標 (KPI)
9 子どもを産み育てやすい環境の整備	(1) 出産・子育ての負担軽減 子どもの健やかな成長と父母に安心をもたらすケアなどの支援を行います。また、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを行っていきます。 (具体的事業) ・ 保育料減免 ・ 学校給食費免除 ・ 不妊・不育症治療に要する医療費の給付	不妊・不育症治療申請件数 1件/年
	(2) 安心して子育てできる環境の充実 子育てや教育に関する悩み・課題を抱える家庭に対し適切にサポートを行うための相談支援体制の拡充、母子保健との連携、規則正しい生活習慣の定着の促進などを行います。また、父親が積極的に育児に参加できるよう支援を行います。 (具体的事業) ・ DV等の早期発見と相談体制の充実 ・ 私立保育園の運営支援 ・ 子育て世代就労支援 ・ 父親育児教室の開催	子育てに関する相談件数 5件/年
	(3) 子育てに孤立感や不安を感じている保護者への支援 安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場の設置を促進します。また、保護者等が施設・事業等を円滑に利用できるための支援を行います。 (具体的事業) ・ ファミリーサポート事業の実施 ・ 広域的な連携体制の構築 ・ 関係機関との連携・協働体制づくりの強化 ・ 仲間づくりの橋渡し役となる人材育成	子育てを行う保護者の広域的交流会 3回/年
10 子どもの可能性を広げる教育環境の整備	(1) 子どもの「生きる力」の育成 次代を担う子どもたちが、豊かな人間性や基礎・基本を身に付け、個性を生かし、自ら学び自ら考えるなどの「生きる力」の育成に努めます。 (具体的事業) ・ 職場体験や社会奉仕活動等の体験活動の推進 ・ 防災学習の充実 ・ ホームステイ事業の実施検討 ・ 学校・家庭・地域の連携強化	将来の目標を持っている子どもの割合 80%以上

(2)多様な個性が生かされる教育の実現 少人数による教育環境を活かし、子どもたち一人ひとりの課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを生かすという視点に立った教育を推進します。 (具体的事業) ・リーダー育成教育の充実 ・他者を価値ある存在として尊重できる心の育成 ・きめ細かい習熟度別指導等の推進 ・地域ぐるみで子どもたちを支援する体制の整備 ・関係機関との連携による教育相談体制の充実	
(3)時代の変化に対応した学力の向上 ICT の活用や外国語などの実践的な学習を充実させ、児童生徒の能力向上を図るとともに、多文化に触れる機会を充実することで視野と可能性を広げながら、社会で生活していく上での基礎となる確かな学力を育みます。 (具体的事業) ・ICT 教育の充実 ・外国語指導助手等による外国語教育の充実	外国に興味がある、外国語が好きという子どもの割合 90%以上
(4)学校運営体制の充実 学校と家庭、地域による協働の学校運営手法の検討や学校支援ボランティアの活用を図ります。これと併せ、学校運営体制を充実します。 (具体的事業) ・学校と家庭、地域による協働に学校運営体制の導入 ・おじいちゃん、おばあちゃん先生の配置による地域教育の実施 ・小中一貫教育の推進	学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合 100%

4 住み慣れた地域で安心して暮らすことができる魅力的な村を創出

数値目標 安心して暮らせる村であると感じている住民の割合 90%以上

(1) 基本的方向

住み慣れた地域で安心して暮らすことができる持続可能な地域づくりに向けて、地域住民、各種団体及び行政が協働して課題解決に取り組む環境づくりに取り組みます。

(2) 具体的な施策と重要業績評価指標

分類	具体的な施策・事業	重要業績評価指標 (KPI)
11 全ての人が安心して暮らせる村の実現	(1) 地域福祉の充実 地域で支え合う意識を醸成し、体制を整え、自助・共助・公助による福祉活動を推進します。また、地域福祉に関する課題を明確にして、地域、行政及び関係機関が連携し地域の個別課題の解決に向けた取り組みを推進します。 (具体的事業) ・ 地域の福祉課題の把握及び明確化 ・ 支え合う地域づくりの推進 ・ 地域公共交通の充実	地域福祉活動に関心がある住民の割合 70%
	(2) 障害者（児）福祉の充実 障害への理解の拡大とともに、相談窓口の充実及び社会参加の促進を図ります。また、在宅生活を支えるサービス等を充実し、地域生活を支援します。 (具体的事業) ・ 自立と社会参加の促進 ・ 相談体制の強化 ・ 公共施設等のバリアフリー化の推進	障害者の社会参加率 10%増加
	(3) 高齢者福祉の充実 住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、地域活動をはじめ、いきいきと社会参加することができる環境を整えます。 (具体的事業) ・ 地域ケア体制の充実 ・ 介護サービスの充実と介護予防の推進 ・ 社会参加活動の推進	生きがいを感じている高齢者の割合 90%
	(4) 地域医療の充実 地域医療機関、医師会等との連携により、在宅医療の提供体制整備や救急医療体制の充実を図り地域医療の更なる強化を図ります。 (具体的事業) ・ 往診、訪問診療等の在宅医療提供体制の整備 ・ 感染症蔓延予防体制の充実 ・ 災害時対応の強化	医療体制が充実していると感じる住民の割合 80%

第3 PDCAサイクル

総合戦略は、村民、地域、団体、企業、行政など村全体で共有し、協働して推進する「公共計画」であるため、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の各過程においても、村全体が関わる体制を構築し、高い実効性を確保することが必要となります。

また、施策と重要業績評価指標については、実施した事業の量を測定するものではなく、その結果によって得られた成果を測定する成果指標を原則とし、明確化することで、村全体での目標の共有化と成果を重視した取組の展開を実現します。

各分野において、個人、団体などが役割と目標を自覚したうえで協働し、柔軟な発想と強い結びつきによって多面的に課題解決に取り組むことで、計画推進のマネジメントを強化し、着実に推進される計画とします。

1 計画策定（Plan）

総合戦略は、村内団体や産業界・行政・教育機関・金融機関・労働界・言論界（産官学金労言）のあらゆる分野の方から意見を聴取し、相互に意見交換を行うことにより、多様な意見や意識を把握するとともに、現状と課題を整理し、施策の優先順位や方向性、将来像を協議するなど、多様な個人や団体が連携協議して積み上げたものです。

2 推進（Do）

策定された総合戦略を多様な媒体を通じて、幅広く情報発信します。

また、各分野において策定に関わった多くの人たちは、総合戦略の情報発信と計画に基づく取組の推進を担います。

3 点検・評価（Check）

重要業績評価指標に基づく効果の検証を毎年実施し、施策の重要度や村民満足度を確認するとともに、統計データなどの社会指標を用いて、総合戦略の進捗状況を点検します。

その結果を広く村民に公表し、共に評価を実施することで、この計画に関わる村民の輪を広げるとともに、村全体に気付きの機会を広げ、翌年度以降における施策の評価体制を構築します。

4 改善（Action）

毎年効果の検証を行い、その検証結果を踏まえた施策の見直しや、必要に応じて総合戦略の改訂を行います。